

令和6年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和6年12月11日(水)

東洋町議会

余 白

令和6年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和6年12月11日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	大坪 千倫	君	2番	廣田 斎史	君
	3番	安岡 良仁	君	4番	高畠 俊彦	君
	5番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	北川 晃彦	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
教育次長	田岡 いずみ	君
住民課長	生松 克祐	君
住民課長兼地域包括		
支援センター事務局長	手島 憲作	君
総務課長補佐	足達 善亮	君
税務課長補佐	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

事務局書記	廣田 知美
住民課 主事	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

令和6年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和6年12月11日(水) 午前9時開議

- | | | |
|---------|--------|---|
| [日程第1] | 議案第71号 | 東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第2] | 議案第72号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| [日程第3] | 議案第73号 | 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第74号 | 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第75号 | 東洋町税条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第76号 | 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて |
| [日程第7] | 発議第2号 | 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会設置に関する決議について |
| [日程第8] | | 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会 |
| [日程第9] | 委員会報告 | 総務教育民生常任委員会 |
| [日程第10] | | 一般質問 |

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) みなさん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 6 年第 4 回東洋町議会定例会を開きます。 (再開時間：9 時 0 0 分) まず初めに、住民の皆様にお詫びを申し上げます。 1 2 月 1 日発行の議会だより、第 1 6 7 号の 7 ページに掲載しております、「野根川放流鮎・ウナギ購入補助金 4 2 4 万 3 0 0 0 円の説明を求める」の金額に誤りがございました。正しい金額は「1 0 5 万円」であります。 野根川漁業協同組合並びに関係各位の皆様には、多大なるご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。 今後はこのようなことがないように、議会だよりの編集に努めてまいります。 それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例 5 件、補正予算 1 件、発議 1 件、閉会中の継続審査・調査の申し出 1 件、報告 1 件の計 9 件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。
----	--

総務課長	本定例会で付託を受けた１件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員長から報告があり、「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」は、継続審査にすると報告がございました。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 続いて、執行部より議案書の訂正の申し出がありましたので、これを許します。 築地総務課長。 （築地 仲音 総務課長） おはようございます。 それでは、私のほうから１２月議会定例会の上程案件、議案第７２号について、議案の件名に誤りがありましたので、訂正の申し出をさせていただきます。議員におかれましては、本日、差し替え後の資料と併せて正誤表をお配りしておりますので、ご参照願います。 この議案につきましては、「関係条例の整理」でありますので、条例の一部改正ではなく、条例の制定となるため訂正をお願いするものでございます。 まず、議案提案理由説明書２ページをお願いします。表題及び１行目から２行目の議案の件名について、議案第７２号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正することについて」から「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」に訂正になります。また、かぎかっこの提案理由５行
-------------	---

議長	目から 6 行目にかけてでございます。「本条例を改正しようとするものでございます。」から「本町の関係する条例を改正しようとするものでございます。」に訂正をするものでございます。 次に、議案関係資料の目次、また、新旧対照条文の目次及び、3 ページの議案の件名について、議案第 7 2 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例」から「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」に訂正するものです。 なお、議案説明時における発言につきましても併せて、訂正をお願いいたします。ご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。 (福島 登 議長) 日程に入ります。 日程第 1、議案第 7 1 号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 質疑・討論については、本会議で提出された、すべての議案に対し、1 人 1 時間以内、答弁時間も 1 時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第 5 4 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。 それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 1
----	--

29条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第71号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決し

ます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第７２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第７２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第７３号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありますか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第７３号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

	日程第４、議案第７４号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が１件ありましたので、これを認めます。 １番、大坪千倫君。質疑を始めてください。
１番議員	(大坪 千倫 議員) おはようございます。 議案第７４号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて質疑いたします。 住民票と印鑑登録証の申請手数料について。従来どおり役場窓口で申請した場合は手数料が３００円であるのに対して、今回新たに実施するコンビニ交付サービスを活用すれば、手数料２００円になるとのことです。 コンビニでの申請のほうが安い手数料となる理由を伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) おはようございます。 大坪議員の質疑にお答えします。 コンビニ交付での手数料を安くする理由につきましては、窓口の混雑を解消して、住民の待ち時間を短くすること。

議長

手続に必要なマイナンバーカードの普及を促進すること。

コンビニ交付の普及をアピールすることなどを考え、窓口申請より安くし設定しております。

また、手数料２００円につきましては、コンビニ交付している市町村を調べますと、窓口申請より安くしているところが多かったので、参考にしております。以上です。

（福島 登 議長）

１番、大坪千倫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第７４号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 7 5 号、東洋町税条例の一部を改正すること
についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 5 号、東洋町税条例の一部を改正すること
についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 7 6 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、
第 5 号を定めることについての件を議題とします。

1 番議員	これより、質疑を行います。 質疑の通告が 3 件ありましたので、これを認めます。 1 番、大坪千倫君。質疑を始めてください。 （大坪 千倫 議員） 議案第 7 6 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 5 号を定めることについて質疑いたします。 予算書の 2 1 ページ、6 の 1 の 2 の 1 2 委託料、自然休養村管理センター改修工事設計委託料 6 7 6 万 5 千円について質疑します。 議会 1 日目で、アスベスト調査と新たな取組に向けての改修工事設計委託料であるとの説明であったと思いますが、新たな取組とはどのようなものを計画しているのか伺います。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 大坪議員の質疑にお答えします。 自然休養村管理センターは昭和 5 7 年建設、平成 2 1 年には温浴施設等の改修工事を行っておりますが、現在の施設は至るところで経年劣化が進んでいることから、施設の内装、外装など大規模改修を実施することによって、施設の安全性を高めるとともに、利用促進を図り、交流人口の拡大につなげていきたいと考えているところです。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の質疑にお答えします。 海上遊具の耐用年数は３年程度でございまして、この年数を経過してまいりますと、部品の交換や補修の頻度が高まってきます。 この遊具は今年の夏で、一般的な耐久年数の５年を超えまして、６年目の活用を終えたところでございます。 この既存遊具の利活用につきましては、損傷の激しいものは廃棄する予定としております。 また使用が可能な遊具と、今回新しく購入する遊具を海上で組み合せて、使用することは安全面での観点から難しいと考えております。 いずれにしましても使える遊具につきましては、有効活用できるよう、観光振興協会と協議・検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田齋史君。
２番議員	(廣田 齋史 議員) はい、分かりました。 次の三つ目に移ります。 ２２ページ、８款消防費、３目防災費、１２節委託料。

議長	甲浦集落活動センターなぎ建設工事調査委託料２０万円について、調査の具体的な内容を伺います。 （福島 登 議長） 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） 廣田議員の質疑にお答えいたします。 甲浦集落活動センターなぎ建設工事の隣家に対する工事損害賠償の件で、甲浦集落活動センターなぎの工事が適正に施工できているか、施工内容に問題がなかったかを専門的な業者に調査を依頼するものです。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ２番、廣田斎史君。
２番議員	（廣田 斎史 議員） 再問します。 隣家に対する何ですか、あれがなかったかとか、そういうのは最初の頃に確かやって、それに対応してると思うんですけど、今になって、もう１回改めてやるということですかね。伺います。
議長	（福島 登 議長） 完成検査をされてとると言う事を言いよんね。 （自席より、はい、そうです。との発言あり） そうやね。

総務課長補佐	足達総務課長補佐。 (足達 善亮 総務課長補佐) 廣田議員の再問にお答えいたします。 工事の完成検査はもう完了しておりますが、あとは矢板を打ってですね、工事をして山留め内の見切り部に溜まった水たまりの水をポンプで一気に排出したことが民家に影響を与えた原因だと考えておりますので、そこをちょっと損害賠償の件を施工業者と、あと管理設計等問題がなかったかどうかをもう一度調べてもらうという、そういう委託業務になります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再々問。
議長	(福島 登 議長) 再々問。これで終わり。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 大体分かったんですけど、その補償をどこがするかということに対する調査ですかね。ちゃうんですかね。 僕はそうかなと思ったんです。 すみません、お願いします。

議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 廣田議員の質疑にお答えいたします。今回ですね、町が全額負担をしております隣家の損害賠償の件について、弁護士と相談したところ、業者のほうで、施工業者ですね、施工業者のほうで負担はしないということでありまして、弁護士に相談したところ専門業者を入れてちょっと調査を入れたらどうですかというアドバイスを頂きましたので、今回計上させていただいております。 それによってまた負担割合を求めるかどうかというのは、今後また検討していきますので、よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君の質疑が終わりました。 続いて、7番、田島毅三夫君質疑を始めてください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 何点かお願いしたいと思います。 まず1番目の16ページから入らせてもらいます。 一般会計管理費電気料として110万円が計上されておりますけれども、これは値上がり分でしょうか。 あるいは計上ミスですか、途中の追加はちょっと気になりましたのでお聞きしたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 令和５年６月に電気料金の値上げがありましたが、令和５年度につきましては、物価高騰による電気料金の物価激変緩和対策や再生可能エネルギー発電促進賦課金の値下げにより電気料金が抑えられておりました。 しかし、令和６年度につきましては、再生可能エネルギー発電促進賦課金の値上がりもあり、不足分としまして今回補正計上をさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは二つ目の質疑に入ります。１７ページです。 県への出向職員１人分として、家賃や駐車場代が約でごめんなさい、３１万円計上されていますが、こうした経費は県が負担するのではないのでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 東洋町では、令和7年度から高知県後期高齢者医療広域連合への職員派遣を1名予定しております。 協定書を取り交わしますが、その協定書に定めておりますのが、家賃等の費用としまして、東洋町が家主等に支払った額に相当する額を高知県後期高齢者医療広域連合が負担する。ただし、敷金礼金手数料や契約更新時の費用、共益費等は含みますが、駐車場代は含まないとされております。 一旦東洋町が家主に家賃等を支払い、1年間分をまとめて請求をいたしますけれども、駐車場代につきましては東洋町の負担となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解しましたというか、家賃のということは一旦こちらで立て替えるということですか。ほんでまた後日戻ると。
議長	(福島 登 議長) 再問なら再問と
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい。1つ再問です。
議長	(福島 登 議長)

	その件で再問ですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。今、東洋町の分はどうなってますか。 東洋町の場合はそういう今県からの出向者がおられますね。 その場合はもうやはり同じような形でやってるんですか。
議長	(福島 登 議長) 県の出向ですんで、東洋町の分は関係ないと思います、田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、形的にはやっぱり同じにしちゃあるのかなという…。
議長	(福島 登 議長) けど、県の出向の予算のことで
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よっしゃわかった。3 番目に入ります。
議長	(福島 登 議長) 次行きますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんな言われたらできんやないか。

議長	(福島 登 議長) そしたら３番目行ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ３番目、１７ページです。 還付金３２５万円が計上されておりますけれども、どのような税金でしょうかね。どのような間違いがあったのか。何人分か。また間違いであっての還付であれば、どうして間違ったか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 堀川税務課長補佐。
税務課長補佐	(堀川 歩 税務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 還付金３２５万円のうち２７５万円につきましては、１事業所分で償却資産に係る固定資産税の還付です。 償却資産とは、事業所などが持っている機械や設備などのことを言います。 償却資産に係る固定資産税は、事業所などからの申告があって課税をするものとなっております。 今回の補正は、その償却資産に係る修正の申告があったことにより、還付が発生したため補正をさせていただいております。 残り５０万円は、予算不足が見込まれるための補正となります。以上です。 (自席より、どうしてとの発言あり)

議長	(福島 登 議長) またそれは (自席より、議長が言うて…との発言あり) 席からやらんと、再問やったら出てきて再問をやってください。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議長。私の質疑の中に間違いがどうしてどのようにして分かったかということを入れちゃあるんです。 それをいっぺんこのどうして、監査してからわかったんですか、それちょっとそのところをお聞きしたい。 こちらの行政のほうがかちっとして
議長	(福島 登 議長) そんな質問になってないですよ。そんなふうになってない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうして間違いが発見されたのかとこう書きちゃある。 今言う減額の分のね。
議長	(福島 登 議長) だから今は、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	あーよっしゃわかった。
議長	(福島 登 議長) 減額は事業者の申請による減額でしょう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もうはい。再問に入ります。
議長	(福島 登 議長) これについて再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はいはいはいはい。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。 (自席より、修正。間違いじゃない。との発言あり) 間違いじゃない。修正やきんね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 間違いと修正
議長	(福島 登 議長) 事業者が申請してきたものに対して修正しとうわけでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	ほんでほの修正のほんなら間違いって言い方悪いかも分かんが
議長	(福島 登 議長) 間違いではないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、修正というね。 今言う変えちよるわけやきに。
議長	(福島 登 議長) 間違いではないですよ。修正ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 間違いという言葉をね、どうして間違いということ…
議長	(福島 登 議長) 今の、ちょっと待ってくださいよ。今の執行部の答弁で、 (自席より、発言あり) 今の執行部の答弁で、この間違いということはこれ自体が間違ってるわけでしょ。訂正したわけですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) じゃあもう一つほんなら。
議長	(福島 登 議長)

	間違いじゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もうはいはい。
議長	(福島 登 議長) うん、どうぞ再問なら再問でやってください。 次に行くなら次に行ってください。 再問ですか？
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問。どのような内容か、ちょっとこの今言うね。
議長	(福島 登 議長) 内容の説明をしたらいいんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうですそうです。内容をもっと詳しく。機械類とかいうのは そういうほの、何言うたかな工具でもない何とか言うたな、必要 なものを買って、それはもう要らなかったから、要らなかったと いうか、あれしたから修正したとこう言うたので
議長	(福島 登 議長) どのようなものということを聞きたいわけですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	そうです。 結局、わしら初めて聞く話やきん。こういうことはね。 （自席より、そら議長……。との発言あり） ちょっととめとってくれ。
議長	（福島 登 議長） ちょっと待ってね。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） ほやきに
議長	（福島 登 議長） 再問するなら、答弁に対する再問ですので。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） あのね、そうよ。ちょっと話を聞いてから言うようにしてください。途中で切らんように。
議長	（福島 登 議長） やってください。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 私が聞っきよるのは、こういう公費を使うた何か事業があつて、それに支援か補助か何か分からん、ちょっとそこまでよう聞いてませんが、

議長	(福島 登 議長) 還付金、事業じゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うん、ほんでね、
議長	(福島 登 議長) 税で事業じゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その事業の中でなにかがあって還付されちよるわけやきに。その事業そのものはどんなものだったか教えてもらいたいと言いよる。
議長	(福島 登 議長) 事業じゃない。事業じゃない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もういっぺん。事業やない。品物言うたかな、品物言うたな。
議長	(福島 登 議長) 執行部、もう一度答弁しちゃってください。 言うちゃってください。 堀川税務課長補佐。 (自席より、内容説明してくれたらいい。どういうものかね。ちょっとだけ；詳しいにお願いします。との発言あり)

税務課長補佐	(堀川 歩 税務課長補佐) 田島議員の再問にお答えします。設備の内容という…今回その太陽光発電事業所からの修正申告やったんですけれども、発電設備のみの分での申告やったらよかったんですが、その他のものを含めたもので一旦申告を出してこられてて、今回はその発電設備のみに修正をされて申告をされたものになります。 (自席より、了解。との発言あり) で、よろしいでしょうか。 (自席より、見てみい、こういうことや。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) そこで私語はやめてください。 7 番田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それで初めてわかりました、どういうものか。 それでは4番目に入ります。18ページです。 看護師養成奨学金貸付金124万円がですね、減額されておりますね。 何人募集して、申請がなかったと思うんですが、何人募集して、何人の申請者が出たのか。ごめんなさい、募集したん全部余っちゃうわけね。 この無申請の理由を聞きたいと思います。この申請者がなかった理由を。まあ確かに新聞にも載ってますが、毎回毎回こうやってやってるのがね、なかなか集まりませんがその理由を町として

議長	はどう受け止めているか。お聞きしたい。 原因が分かっておればお聞きしたいです。 要請者のいなかった理由というか、そういうのは分かっておれば、今後のこともありますから、お聞きしたいと思います。
住民課長	(福島 登 議長) 生松住民課長。 (生松 克祐 住民課長) おはようございます。 田島議員の質疑にお答えをいたします。 原因というものは本町ではちょっと分かりませんが、近年、看護師不足ということもございまして、そして本町のホームページ、インターネットでは周知しておりますが結果的には募集がなかったということでございます。 以上でございます。応募がなかったということです。
議長	(福島 登 議長) 7 番田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 妨害されよるから皆が。 今後どう考えていますか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 今後につきましては、直接学校にも出向きまして制度の周知をして生徒さん方にお知らせしていただけたらなとも思っておりますが、こちらの考えでございますので、そういうふうにしていきたいなと思っております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 頑張ってください。 5 番目になります。19 ページ、不法投棄ごみ処理手数料 50 万円が計上されております。 これで本年度合計がいくらになったのか、お聞きしたいと思います。 そしてまた今後の対策といいますか、今年度ですね、年度末までどのように対応していくかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。

	当初予算は１５万円でこの補正額を合わせまして合計６５万円となります。 今後の対策というものにつきましてはありませんが、この不法投棄は、道路のわきとか、ごみステーションの場所とか、川とか、いろいろな場所で発生はしております。 本町は日頃から不法投棄が出ないように対策もしております、不法投棄の場所には監視カメラの設置、また、ステーションなどとかで投棄者が判明した場合はですね、その所有者に指導などを迅速には行っております。 今後の対策っていうものはなかなか難しいんですけども、看板を掲げたり、カメラ設置、使用したりっていうことにはなろうかと思いますが、道路わき、河川等々なんかは、かなりちょっと監視が難しいところもございますので、どうしたらいいのかっていうのも含めましてまた考えてまいりたいと思っております。 以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 毎回のような答弁でございます。 結局ほんなら今年は去年よりも５０万円、去年というか予算よりも５０万増えたということですよね。 それがこの６５万で今後やっていくと、どうするかということをお聞きしたい。 どのような具体的なね、この５０万を使ってね、どのようにす

	るつもりか。 今までも監視カメラをつけてありましたよね。 ほんでカメラはちょっと故障したりしたら、それはその都度購入したりしております。 それとカメラに映った、捨てているところの写真なんかがあれば、それによってその人に注意ができるんですが、
議長	(福島 登 議長) 田島さん。範囲がね、だいぶ拡大してますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうしてよ。
議長	(福島 登 議長) 予算のことなんでね。 だいぶ拡大をして、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その予算を 5 0 万円も使ってそういう人に対応する予算なんですか。 もしそういったどのようなことをするか 5 0 万円の内容をお聞きしたいんです。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 今回の予算はですね、不法投棄のごみの処理のお金でございますので対策費ではございません。 対策につきましてはいろいろしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、監視カメラが盗難されたり、看板を掲げたり、いろんなことはしておりますがやっぱり、昼間とかではなくてやっぱり夜間とか、カメラが映らないとか映りにくいとかっていうことがございます。 なかなか映像を見てもなかなか、誰がっていうのは特定できない状況もあります。 それにつきましても住民さんの方から、いろんな、カメラも高性能とか、オンラインとかっていう話もありましたが、そうなるとかかなり莫大な費用もかかってまいりますので、なかなかそこまでの設備投資はできないものとは考えておりますので、一つずつ、こつこつと対策していかなければいけないとは思っておりますが、今のところは最初に説明したとおりでございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと最初に言っちゃいますけども、このカメラの、議長、カメラのことについては、

議長	(福島 登 議長) 再問されるんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、質問してないんです。この今言う、手数料についてどのようなものかと聞いたらカメラの話が出たから、それについて再問しただけのことであって、私ばかり怒らないでください。
議長	(福島 登 議長) 再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう 6 番目に入ります。 6 つ目、20 ページです。 有害獣の捕獲報償金 250 万円が追加されておりますが、現在イノシシ・鹿・猿など野根・生見・甲浦の捕獲数と昨年度との増減を聞きたいと思います。 どうして上げたのかちょっと気になったもので、よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 地区別の捕獲数について報告します。

	イノシシについては、５年度の７１頭に対し、６年度実績はマイナス１０頭の６１頭、この６１頭の内訳としまして、野根２４頭、甲浦３７頭です。 サルにつきまして、５年度の７９匹に対し６年度実績はマイナス２８匹の５１匹。５１匹の内訳としまして、野根４４匹、生見２匹、甲浦５匹です。 シカにつきましては、５年度の８１４頭に対し６年度は１２月６日までにマイナス１８頭の７９６頭。この７９６頭の内訳としまして、野根６５３頭、生見１６頭、甲浦１２４頭です。ただし、シカにつきましては３月末まで捕獲可能となっていますので、捕獲数はまだ確定していません。 さらにシカのみ４月１日～１１月１４日までの同一期間と比較しますと、５年度は５４３頭に対し６年度実績は７３４頭で１９１頭の増となっておりまして、３月末までの捕獲数も大きく増えることが予想されます。 今回の補正でイノシシとサルの捕獲数は減っているのに、なぜ予算を増額するのかと思われますが、これは６年度の当初予算計上の際、年度によって増減する捕獲見込み数を最低限度に抑えたために予算不足となったためであります。以上であります。 （福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） また、いかなんたら止めてください。 今現在、これだけ教えてください。
議長	
７番議員	

議長	野根・甲浦でどれぐらいの狩猟免許者がおられますか。 (福島 登 議長) それはもう
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あーわかった。言うと思いよった。 はい、分かりました。
議長	(福島 登 議長) もう田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは 7 番目に入ります。 20 ページです。 道の駅空調改修工事の監理委託料 47 万 7 千円計上されておりますが、本体事業はどれなんでしょうか。 ちょっとそこの説明をしてください。 この事業の説明をしてください。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 空調工事にかかる本体事業費、これは請負工事費になりますけ

	れども、こちらにつきましては令和 6 年度当初予算におきまして 3 5 0 万円を計上させていただいているところでございます。当初に計画しておりました施工方法の見直しに伴いまして、新たに監理委託料として 4 0 万 7 千円を追加として計上させていただいた次第でございます。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 分かりました。 ちょっとだけ教えて。再問です。 今ちょっと早口やったもので聞きにくかったが、何か本体事業の当初予算がちょっと何かの形で、上がった言われたんですかね、変わったという、今そういう説明やなかったかな。違う？そうですね。どうしてどのように変わったか、物価の高騰とかそういうことであると思うんですが、何か理由があれば教えてください。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 本体事業費、空調機の設置工事につきましては 3 5 0 万円を当初予算で計上をさせていただいております。

	この３５０万円につきましては、エアコンをですね、壁式のを３台設置する予定で考えておりましたが、これで室内の温度が果たして冷えるのかどうかちょっと疑問点も出てきたことから、変更としまして、天井から吊すタイプのものに変更をしようと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) あなたの答弁はよく分かります。 ありがとうございました。 それでは８番目に入ります。 ２１ページ、これは先ほど同僚議員が言われた質問がありましたので、ちょっと重複するかも分かりませんがお願いします。 白浜海水浴場の海上遊具費用を１６４２万円が計上されておりますけれども、どのような遊びのできる道具か。 内容ですね、いろいろあると思いますけども。令和５年度、令和６年度の利用客数と収益額を聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。

	この海上遊具ですが、白浜海水浴場に令和元年度に設置をしたものでございます。運営等は観光振興協会が行っております。 どのような遊びができるかということですがけれども、海の上で約35メートル四方の大きさで、空気で膨らませた遊具、これは27つのパーツをつなぎ合わせたものとなります。この中にトランポリンや滑り台バランス棒などが楽しめる遊具となっております。 また利用者や収益額ですがけれども、7月中旬から8月末までの開設で利用者は、令和5年度が3493人、令和6年度4753人となっております。 収益額につきましては、令和5年度が54万7938円、令和6年度は161万8896円で、いずれも黒字となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 聞いてよかったです。 うちは新規の道具を入れるんかと、遊び遊具を入れるんかと思って勘違いしておりました。修繕用やったんですよね。分かりました。 それでは9番目 (自席より、発言あり) 新規？何で要らんもんを残しちゃいて使えるもんを使うと言ったきに。あれとはまた違うのか。

議長	(福島 登 議長) 再問するなら再問
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいやいやいやいや、
議長	(福島 登 議長) 再問するなら再問でやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今言うほなもういっぺん再問でお聞きします。 新規じゃないんですか。修繕なようですがちょっと詳しく教えてください。お願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 予算書の 21 ページにあります、備品購入費 1642 万円につきましては、新規の海上遊具を購入する予算となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでうちは質問は、再々問です。
議長	(福島 登 議長) 再々問。はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでほら海上遊具 1 6 4 0 万円計上されたが、どのような遊びのできる遊具かとか聞いてるんです。 どのような、結局ほら飛んだり跳ねたり、今あるでしょ、外側にいうのは、今浮かしてる分のことじゃなかったんですか。そうでしょう？あれをやり替えるということ？ (自席より、同じようなもんよ。との発言あり) やり替えるということ。のけて、新しいの。
議長	(福島 登 議長) 先ほど
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あー、いやいや
議長	(福島 登 議長) 先ほどね、質問されましたよね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	使えるものを使うとか言いよったきん、補修かと思ひよった。 （福島 登 議長） 田島議員。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） ちょっと黙っといてくれてもう。 ほやきにわしが言よったんはほら、もうこれ見よったら何か 1 6 0 0 万円と大変なお金ですから、何か別のもんを、今いろいろ やってますわね。 （自席より、なにがない…との発言あり） も一ほら一。
議長	（福島 登 議長） それよりかね、ほかの同僚議員が同じ質問をして、詳細な答弁 は頂いたでしよ。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 今私はこちらと話しよる、ほんであんたは議長なんです。横か ら言うのにわしは今まではこれで処分されてきたんですよ。
議長	（福島 登 議長） もうそれはそれで
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） あなたしてるじゃない何から懲罰かけて。

議長	(福島 登 議長) ほかの議員も席での発言はちょっと控えていただいて、再問するんであれば
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議員の発言を止めてから懲罰にかけて除名までされちよるんやきに。それなのになぜ自席からの
議長	(福島 登 議長) もうそれはいいですから再問するなら再問してください。 もしわからんのやったらもう 1 回再問できますんでやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう再々問してますがこれで終わります。 今言う最後の 2 2 ページの質疑させてください。
議長	(福島 登 議長) 9 番目です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 9 番目、2 2 ページ、集落活動センターなどの建設工事調査委託料 2 0 万がどのような調査内容かということでお聞きしたいと思うんですが、まず先ほどの同僚議員の話の中である程度わかったんですが、もう一度詳しく。

	また本体事業費がないが、来年度分事業かということだね。 ほんでこれはもう既にできとったらこういう形の予算が組まれるんかな。事業ということは予算というのはこれからの分についてかけるわけですからね。 つくるわけですから、予算というのは。ほんでこの今言うようになぎ建設工事調査委託料20万円が今出てきてるわけですから、今後これから何かするつもりだと思うんですよ。
議長	(福島 登 議長) それもさっき
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その説明を
議長	(福島 登 議長) 同僚議員が詳細にやったですよ。もう一回聞くんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 終わったあとの調査言うたんやろけんどね。
議長	(福島 登 議長) ほなもう1回やってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これもかちっとどのような事業でどのような検査してどのような行為したかちょっと説明お願いします。

議長	(福島 登 議長) もう同じような答弁になりますけどやってもらえますか。 (自席より、そらかまいません。もういっぺん確認のためにもう少し具体的な詳しいことまで。隣の住民さんのことも…との発言あり) もう田島さん、そこから質問するんはやめてください。 (自席より、質問じゃないんよ…との発言あり) もう発言やめてください。 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。 先ほどの廣田議員への答弁と重複いたしますが、甲浦集落活動センターなご建設工事の隣家に対する工事損害賠償の件で、甲浦集落活動センターなごの工事が適切に施工されていたか。 施工内容に問題がなかったかを専門的な業者に調査を依頼するものです。以上です。 (自席より、した結果やないん、ちゃうん。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 調査委託料になっちょう。調査委託料に。 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 頭混乱しております。元々混乱しちょうのに。

議長	私が聞いたんはこれはうちは自分はこの問題をほら、過去の議会の中でいろいろ質問してきましたわね。 関連しちよるきに自分もある程度わかっちゃったんです。 要するに今の答弁見よったら隣の民間の方と民間の家の方の補償ということになるんですか。 そのことで、補修費用は、ほんで業者は出さないというから町が立替えてやったと。 これに対する今言う調査委託料というのは、それはうまいことできたかという調査費用なんですか。それをお聞きしたいと思います。
総務課長補佐	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。 (足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 隣家への工事とかはもう完了しておりまして、あと全額、町のほうが立替えている状態でございます。 立替えというか支払っている状態でございます。 本体の工事にもし瑕疵というか欠陥があった場合、というかどうか言うたらいいかわからん…損害賠償の負担を業者に求めるもので、本当に完成検査とは別に、専門的な業者に依頼をしてですね、工事、例えば矢板工事とか、ポンプの排出に問題がなかったかどうかを調査するものです。以上です。 (自席より、議員の皆さんわかりましたか。との発言あり)

議長	(福島 登 議長) それと執行部あれでしょ、欠陥という言葉が出たけど、欠陥という言葉はちょっとおかしいでしょ。 (自席より、瑕疵との発言あり) 瑕疵でしょ。欠陥という言葉はおかしいでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 順序をもう一つ教えてくれ。これは要するに
議長	(福島 登 議長) 田島さん、再々問になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問。これで終わりよ。 結局、家が傾きましたね。ほんで裏に水たまりができるほど陥没しましたね。その工事が終わりました。あれはわしは町は出すなと言うたけど町が出してやりました。結局ほんで補修事業に関することなんやろうかね。補修した事業がまた新たにいろいろ問題起こってるから、ほんでそれをもういっぺん補修したけれどもその補修についての今言う建設工事調査委託料なんでしょうかね、そこのところをもういっぺん教えてください。 あっちの議員はわかってる。これはわしわからんのよ。 どうして1番最初にあの問題が町はやっちゃんのにね、工事のおかしいの工事やっちゃんのにね、それをまた今度は、陥没したりしてからまた再発した。違うのか。違うのか。

議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長、さっきの答弁しちゃってください。伊吹副町長。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんでもう一つちょっと言わせてね。 私の考えちょっとの先言うちょきますので。ほれに反問してもうたええきに。 ほんで、1 回目はわしはだいぶ反対したけれども結局多数決によって町がやりました。
議長	(福島 登 議長) それはもう…
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だまっちょいてくださいもう！ 2 回の工事をやって完了したそれはね。けどそれに対する今また問題起こってるのか、
議長	(福島 登 議長) その答弁をさせます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんでそれをかちっと説明してもらいたい。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。

副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 先ほど答弁させていただいたんですけれども、隣家の損害賠償につきましては、町がもう全額負担して支払いが終わっております。 その負担割合を、施工業者に求めたところ、施工業者のほうに過失がないから支払いはできませんと言われましたので、今回、弁護士と相談して、その施工内容に問題が過失がなかったかどうかというところを専門業者に委託して調査をする経費でございます。 (自席より、あなたが言ってくれたのでやっとわかりました。との発言あり) よろしくをお願いします。 (自席より、はい、…庁議の中で…との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 田島さんね、さっきも同じ答弁をいただいちゃうんでね。 (自席より、…手順が1つ違うたらわからん。との発言あり) 7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

7 番議員	これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） もう今さっきの最後の問題についてちょっと反対討論あります。 全然ほやきに原稿も持っていませんが。結局あのときには、私は下に岩盤があって、高さが10メートルの砂地だったんですよね。それを設計業者は見逃して、そこに家建てて、陥没するということになって、1億何千万やったか1億円やったか、出して町が負担してから砂をもういっぺんやり直した工事を。その費用も全額町が負担したんです。結局それからあと今言うようにほの工事を、隣と裏との陥没した分を町が直したんですけども、それも結局あれはもう町は自分らがやるということで約束してやったものを今頃になって、それを返還せいとか言うて、向こうは嫌やきにそれを調査する費用、こんなもんかけてどうするんでしょうかね。 もう全額最初の責任を町は被ってやったんであれば、最後まで町は見ちゃらんといかんほら。業者にどうや言うたって間に合わん。それを弁護士やら何やかけてやるよりも、最初にやらんといかんちゃんと。説明をちゃんとしてから町の負担が仮にあったとしても1割2割は町が負担としても、全額後の分は業者にやらさんといかんのよああいう問題は。設計ミスやきに。これをやらないといて1億円を出して、さらにまたこんなお金を使うというのは納得できないという反対討論です。以上です。
--------------	--

議長

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの発言あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの発言あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 7 6 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、
第 5 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(自席より、えっと…との発言あり)

ここで休憩します。

再開は 1 0 時 1 0 分です。(休憩時間：1 0 時 0 2 分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：1 0 時 1 0 分)

日程第 7、発議第 2 号、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関
する特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8 番、西岡尚宏君。

8 番議員

(西岡 尚宏 議員)

発議第 2 号、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会設置に関する決議について、本議案を、別紙のとおり東洋町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。本日提出であります。提出者は私、西岡尚宏。賛成者は高畠俊彦、安岡良仁、今宮裕明、武山裕一、大坪千倫、廣田斎史、田島毅三夫、福島登の各議員であります。

ご説明申し上げます。

次のとおり、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会を設置するものとする。1. 名称「東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会」2. 設置の根拠「地方自治法第 109 条及び東洋町議会委員会条例第 5 条」目的「東洋町議会議員の定数及び報酬等の在り方について、調査検討していくものである。」定数は 9 名であります。期間「本件、調査検討終了まで継続して行い、議会の閉会中も調査検討を行うことができるものとする。」以上でございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

東洋町の将来を見据え、議会が二元代表制のもと、地方自治の一翼を担う存在として、町民福祉の向上と町政の発展の役割を果たし得る議員定数並びに報酬等について、特別委員会を設置して協議していくべきと考えるものであります。東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会設置に関する決議を提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

議長

(福島 登 議員)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより発議第2号、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会設置に関する決議についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します(特別委員会名簿配布)

文書を配布させていただきます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、大坪千倫君、2番、廣田斎史君、3番、安岡良仁君、4番、高畠俊彦君、5番、武山裕一君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君、9番、福島登を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここで議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、10時30分まで休憩します。

すいません、再開は午前10時30分からです。よろしくお願いします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時30分)

東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長、高畠俊彦君、副委員長、西岡尚宏君。

以上であります。

次に、先ほど設置されました、特別委員会の委員長より閉会中

総務教育民生常任 委員会委員長	の継続審査・調査の申し出がありました。 ここで、お諮りします。 委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第8、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。 お手元に配布してあります申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。 ここで、お諮りします。 それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第9、委員会報告の件を議題とします。 総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。 安岡総務教育民生常任委員長。 （安岡 良仁 総務教育民生常任委員長） 総務教育民生常任委員会から、平成（令和）6年10月7日に実施をいたしました保育学校訪問の概要についてご報告をいたします。
----------------------------	---

この委員会活動は、学校運営に関する実態を直接確認し、より効果的な政策立案や改善策を検討するため、毎年1回行っております。学校訪問の内容については、配布しました報告書のとおりでございます。

各保育園、小学校で懇談した要望意見等の概要を報告をいたします。

この保育園、学校からの要望や意見等については、教育委員会、住民課において優先順位をつけながら予算措置を検討していくものと考えております。

まず、銀杏保育園では、園児数に対し、プールや園庭が広いことから草刈りなど、施設管理に苦慮しており、改善をお願いしたいとの要望がありました。

甲浦保育園では園庭の遊具が、破損・劣化などないか、定期的な点検を、担当課のほうで目配りをお願いしたいという意見がございました。

甲浦中学校では多岐にわたり、生徒会活動が実施されております。生徒会活動が生徒のリーダーシップや協調性を育む重要な機会であり、今後も生徒会活動を通じて、生徒自身が学校生活が楽しいと感じられる環境をつくっていただきたいと思っております。

甲浦小学校では、体育館が避難場所にも指定されており、校門から体育館に上がるスロープまでの通路及び舗装整備を検討していただきたいとの要望がございました。

野根中学校では、今年の猛暑に関わらず、ランチルームへのエアコン設置が当初予算で予算化されているのにも関わらず、学校訪問時の10月7日時点においても、エアコンが設置されてい

い状況であり、生徒の健康管理のためにも早急に設置をお願いしたいとの要望がございました。

野根小学校では、山村留学の応募期間、応募の締切りなど、スケジュール的に無理があるのではないか、この時期に募集するのであれば、長いスパンで計画的にやらないと無理があるというご意見がございました。

最後に、委員会として3点ほど、各学校からの要望事項を報告をいたします。

1点目です。

各小中学校には、ワイピアの無線LAN環境が悪く、何度も不具合が起きており、早急な改善をお願いしたい。

2つ目でございます。

各学校のICT支援員の確保は、教育現場でICTが進んでいる中、専門的な知識を持つ人材を確保することは、効果的な学習環境を整える助けとなるため、早急にICT支援員の増員をお願いしたいとのご要望がありました。

3点目です。

体育館にエアコンを設置することは、熱中症事故を防ぐ最も有効な手段の一つです。

体育館は地域の避難場所として利用されているため、災害時の備えとして、空調設備の整備が急務となっております。

本町においても、全国的な体育館への空調設備の整備状況を踏まえ、避難場所、イベント、クラブ活動などが行われている、体育館のエアコンの設置を検討していただきたいとの意見がございました。

また、総務教育民生常任委員会から意見提言として1点ご報告

議長	をいたします。 小学校の授業の中で、安全かつ効果的に学習できるようにサポートする支援員を確保することは重要であり、支援員の増員及び支援体制の拡充が必要であります。 今後、教育委員会の中で、支援員の確保に向けた取組を早急に進めてもらいたい。 以上、総務教育民生常任委員会の学校訪問の報告を終わります。 （福島 登 議長） 総務教育民生常任委員会からの報告が終わりました。 日程第 10、一般質問を行います。 質問時間は 1 人 40 分以内、答弁時間も 40 分以内とし、一問一答方式で行います。 なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また質問は 1 問につき 3 回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。 また、議会会議規則第 54 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないこととなっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。 それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 129 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止または議場外への退去を命じます。
----	---

3 番議員	次に、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。 質問の通告が 5 名ありました。 法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 初めに、3 番、安岡良仁君の質問を許します。 件名は、マイナ保険証についてほか 3 件であります。 答弁者は、町長・担当課長ほかとなっております。 3 番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：10 時 40 分) (安岡 良仁 議員) 一般質問をさせていただきます。 マイナ保険証ほか 3 件でございます。 まず 1 点目でございます。 マイナ保険証についてお伺いをいたします。 国が今月の 2 日から健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードと、健康保険証が一体化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されております。 戸惑いを感じる住民の方もおられますので、マイナ保険証について何点かご質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございます。 この 12 月 2 日から保険証の新規発行が停止をされました。
--------------	--

	現在持っている、これまでの健康保険証を使うことができるのか、また、この健康保険証はいつまで使えるのか、お聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 これまでの保険証は使うことはこれからもできます。 その有効期限は来年の7月31日まで使えます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) マイナ保険証は来年の7月の31日まで使えるということですが、この12月の3日以降に現在持っている保険証をなくした場合、どのような手続をしたらいいのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 12月3日以降ですね、従来の保険証を紛失した場合ですね、 すいません、この資料ございますでしょうか。 この2枚目を見ていただきますと、
議長	(福島 登 議長) ちょっとゆっくり、資料出すまでゆっくり。 皆さんこれです。ありますか。どうぞ。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) はい。この中に青い表というか、があるんですけども、これが 字が小さいですが、これ資格確認書といいます。 こういったものが申請していただければいけないんですが、交 付いたします。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再々問をいたします。 この資格確認書を交付されるわけなんですけれども、この住民

	課の窓口で手続きした場合、当日にすぐ交付されるのか、何日か待たないといけないのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 すいません、時間的なものまでちょっと調べてませんが、現在も再交付はすぐできますので、そしてこの資格確認書用紙も、いっぱい持っておりますので、すぐに印刷して発行できると思います。すいません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に移ります。 マイナンバーカードを作っていない方、また、マイナ保険証の利用登録をされていない方ですが、このマイナ保険証を持っていない方の健康保険証の取扱いは今後どうなるのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 保険証利用登録、マイナンバーカードにおいてなんですけども、登録されたマイナンバーカード保有していない方はですね、資格確認書は交付されます。 資格確認書が交付されますと、従来の保険証と同様に医療機関等に提示すれば、使用することができます。 その資格確認書はですね、現在持ってらっしゃる国保の保険証というのが来年の7月31日まで有効ですので、それ以降に交付される予定になっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 三つ目の質問に移ります。 医療機関での、診察の受け付け方法について伺いいたします。 今後医療機関で受診する場合は、主に三つの方法で受け付けが行われることになると思います。 一つはマイナ保険証、二つは健康保険証、三つ目は資格確認書で医療機関で受け付けをすることになりますが、この受付の取扱い方法について伺いいたします。
議長	(福島 登 議長)

住民課長	生松住民課長。 （生松 克祐 住民課長） 安岡議員の質問にお答えをいたします。 まずこの資料をご覧ください。 まず初めにマイナ保険証につきましてですが、このチラシがございますが、その四角い１番から４番をご覧ください。 四角い１番では、医療機関、薬局の受付に備え付けております、マイナ保険証の読み取り機械、これいわゆるマイナンバーカードリーダーと言いますが、がございしますので、マイナ保険証を置きまして、四角の２番では、本人確認のために、顔の認証もしくは暗証番号をどちらかへしていただきまして、入力していただきまして、四角の３では、過去のご自身の診療、お薬情報をその医療機関に提供することに同意するかしないかというようなものを選択いたしましたら、四角の４番で受け付けが完了となります。 次にですね、従来の保険証もしくは、これから発行される資格確認書につきましては、医療機関、薬局等で従来どおり提示すれば利用することができます。 以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ３番、安岡良仁君。
３番議員	（安岡 良仁 議員） 再問をいたします。 この資料の中の２番の、本人確認が終わった場合ですね、必要

	に於じて高額医療費の限度額適用認定の手続もあわせてできるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 高額 of 認定書ということでございますけれども、このマイナンバー保険証の1から4の手続をいたしますと、もう自動的にその認定書は必要なくなります。不要になります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 4番の質問に移ります。 新たに保険証のかわりに発行される資格確認書の有効期限がいつまでか。 また、有効期限が切れた場合 of 更新手続はどうなるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

	安岡議員の質問にお答えをいたします。 本町ではですね、資格確認書の有効期限は来年令和7年8月1日からの1年間とすることを考えております。 そしてその1年間を超えますとまた更新ということでございますが、現在のところですね、国の動向により影響もあることから、現在のところは未定でございますが、更新につきましても、先ほど説明したとおり同様、発行することになってくるんだろうと思っております。 それが何年続くかちょっとまだ分かりませんが、以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 5番目の質問に移ります。 住民課の窓口で、マイナンバーカードにマイナ保険証を紐付ける手続の相談があった場合の町の対応についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 マイナンバーカードにマイナ保険証を紐付けるということで

	ございますが、少し分かりにくいのでご説明をいたします。 まずマイナンバーカード取得されますと、そのままいきなり保険証ができるというものではございません。 これは本人がですね、保険証として利用するという登録をまずしなければいけません。 そのしなければいけないことをこの質問では紐付けるということになっておりますが、紐付ける手続きにつきましては現在の方法では、本人がマイナポータルサイトにアクセスをしまして、暗証番号を入力して、その後に登録をしなければいけませんので、本町が職権というか、操作でできるものではございませんので、町におきましては、相談が来た場合はですね、本庁にあるマイナポータルサイトにアクセスするパソコン、もしくは本人のスマートフォンによってですね、マイナポータルサイトにアクセスしていただいてそこから紐付けるサポートを行います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 このマイナンバーカード、電子証明書の有効期限が過ぎた場合、この紐付けしているマイナ保険証は使えるのかお伺いします。
議長	(福島 登 議長)

住民課長	生松住民課長。 （生松 克祐 住民課長） 安岡議員の質問にお答えいたします。 すいません、ちょっとそのところ調べてはおりませんが、また詳細につきましては、お知らせをいたします。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） ちょっと答弁があれなんですけれども、ひょっと紐付ける関係でもう1度再々問をさせていただきます。 今回の福祉医療費の助成や独り親家庭医療費の助成などの公費負担受給者証の情報は、マイナ保険証には紐付けすることができないのか。できない場合、こういった手続をするのかお伺いいたします。
議長	（福島 登 議長） 生松住民課長。
住民課長	（生松 克祐 住民課長） 安岡議員の質問にお答えをいたします。 本町における福祉医療費助成、そして独り親家庭医療費の助成と、本町独自の制度がございますが、それを申請する場合、認定する場合ですね、本人から従来は保険証の提示を求めておりま

議長	す。 どんな保険証を使っておるのか、国民健康保険証なのか社会保険証なのか。 これにつきましてはですね、マイナ保険証において、マイナ保険証というより、少し難しくなりますが、国における情報提供ネットワークシステムというシステムがございまして、そこで本人の保険証の情報が知りたいということが項目で検索することができますので、マイナ保険証の提示がなくてもですね、医療機関の保険証の情報を見ることはできます。がですねそれは、本町において特定個人情報を使用するという条例をちょっとつくらなければいけないところもございまして、その条例がなければ利用することが、ネットワークシステムで保険情報が見ることができないようにはなっておりますので今その整備を進めておる状況でございます。ので、マイナ保険証は提示していただいてもいいんですけども、結局個人番号を確認することによって、各医療保険情報は見れるようにはしたいとは思っております。 なぜマイナ保険証を提示しないのかといいますとそれだけ見てもちょっと分からないところもありますし、医療機関の保険情報が分からないということもございますし、何ていうんですか、個人番号が分かればですね、その情報は利用できるような態勢になりますので、その整備を進めているところでございます。 ちょっと分かりづらいかも分かりませんが以上です。 （福島 登 議長） 今はできないということよね。今できないという話やね。 （自席より、議長、議長。着てかまん？ちょっと寒いとの発言
----	---

	あり) 3 番、安岡良仁君。 (自席より、もうちょっと温度上がったらええけど。との発言あり)
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今の答弁、簡潔に言うと、マイナ保険証には紐付けできないという認識でよろしいでしょうか。はい。 次に 6 番目の質問に移ります。 今後、薬局でもマイナ保険証の利用ができるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 現在において利用することはできます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 七つ目の質問に移ります。 マイナ保険証を利用すると、現行の保険証を利用するよりも医療費の窓口負担や薬局の薬剤管理料が安くなるとも、行政報告で

議長	もご説明がありました。 具体的な内容についてお伺いをいたします。 (福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 行政報告では、薬剤管理料のことはちょっと触れておりませんが、少しここでちょっと本町の情報も不足がございましたので、最新のご説明させていただきます。 12月2日まではですね、現行、従来の保険証を利用した場合と、マイナ保険証を利用した場合には20円安くなります、となっております。 それで現在ですね、マイナ保険証を利用しても、紙の従来の保険証を利用してもですね、簡単に言いますと20円安くなりますので、医療費のメリットが共になくなったということになります。以上でございます。 レセプトの点数でいきますと、従来の保険料は3点付いてて、マイナ保険証は1点だったんですけども、これからもうその3点というのがなくなりまして、皆さん1点だけになるということになります。 1点というのは、1点につき10円になりますんで。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) おっきな 2 番に移ります。 移住者対策について伺いをいたします。 現在、町のほうでも移住者対策として、住宅の改修など、補助制度を活用した事業が行われております。 何点か伺いをいたします。 過去 5 年間、移住者向けの補助制度を活用した住宅の改修件数はいくらか、伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員のご質問にお答えいたします。 移住者向けの住宅としまして 2 点ございます。 一つ目が移住者向けの定住促進住宅になります。 この改修件数は、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で、3 件の改修実績となっております。 また、令和元年以前に 5 件の改修を終えておりまして、合計 8 件の改修となります。 この 8 件の中には、2 件生活困窮者向けの住宅としての利用分も含めたものとなっております。 次に空き家の改修費補助金でございます。 この住宅の改修件数ですけれども当該補助金につきましては

	令和４年度に創設をされておりまして、本年度１１月末までに改修を終えた空き家３件も含めまして１６件の改修となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 空き家の改修件数１６件とお伺いをいたしました。 この移住者向けの住宅改修の移住者とは、東洋町においてはＩターン、Ｕターン、Ｊターンなど、いろんな条件を満たしている方がおられますが、町の言われる移住者というのは、どの方が対象になるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えいたします。 移住者の定義ということですが、本町に移住する住宅を必要とする方、本町に新たに住所を移すことができる方、あるいは本町に住所を移して５年未満の方を対象にしております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 答弁をいただきました。 この今回答弁をされた内容で、東洋町外の方が
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、再々問するんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。町外の方が東洋町へ移住されるような、Iターンとか東洋町の方が一旦都会行って戻ってくるUターンの方、で東洋町から東洋町出身の方が、都会行って、隣の町へ、近隣の隣接した市町村へ戻ってくるJターンというがあるんですけど、具体的に全てがもう対象になるという考えでよろしいでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 先ほど議員のほうから言われました、IターンUターンJターンの方を全て対象としております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に移ります。 過去 5 年間の延べ移住者数、また入居されてまた町外へ転居された移住者数、現在残っておられる移住者数の、数をお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員のご質問にお答えします。 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で、本町に移住された方は 1 1 4 世帯、1 5 4 人となっております。 このうち補助金等を活用し移住者向けの住宅に入居された移住者の方は 2 4 世帯 4 1 人となっております、何らかの理由によりまして町外へ転居された方が 4 世帯 5 人です。 現在も住んでいる移住者は 2 0 世帯 2 6 人となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 2 4 世帯のうち 4 世帯が転居された。現在 2 0 世帯 2 6 人が東

	洋町内に住まわれてるとお聞きをしました。 この4世帯の方なんですけれども、東洋町に移住され、数年間移住生活をリタイアしていく原因は主に何だと思われるでしょうか。お聞きをします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 具体的に転居された方の理由については調査把握はしておりませんが、この中には地域おこし協力隊の方も含まれておりますので、地域おこし協力隊の方にとっては、また新しい移住先を求めて転居されている方もいるのではないのかというふうに思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 この移住者にとって、重要な主なものですが、仕事の面とか生活の面とか住まいの面とか、何が移住の決め手になると思われるでしょうか。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えいたします。 移住される方にとっては日本全国いろいろな目的とか、どこを どういった仕事に就きたいとか、田舎暮らしをどういうふうに求 めているのか、いろいろあると思いますけども、東洋町のほうで も海山川、こういったものがコンパクトに揃っているところを売 りにしているところでもありますし、それに加えてサーフィン、 非常に有名なところでして関西方面のほうにも、PRもしている ところでございます。 その中で、移住者にとってそういった環境、それとやっぱり子 ども子育てづくりのところの環境を併せて、今PRをしていると ころでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 三つ目の質問に移ります。 さっきの質問と重複するところがあるんと思うんですが、移住 者が県外、町外へ転居され、入居していた住宅の空き家状況につ いて伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員のご質問にお答えします。 現在、移住者が町外へ転居し入居していた住宅の空き家状況等についてですが、移住者向けの定住促進住宅につきましては、空き家となっている物件はございません。 これまでに退居する方が出た場合、ホームページですぐに次の募集をかけるなどして、次の入居者が決まっている状況にございます。 次に空き家の改修費補助金を活用している、空き家バンクの物件につきましては、この事業が始まってから現在まで退居者は出ておりませんが、今入居者が決まってない物件が2件ほどございます。 なぜ入っていないのかというところは、まだ貸出しができる準備は整っていないということが理由です。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 移住したい希望者の需要というのはなかなか把握しにくい面もございますが、町として今後移住者向けの住宅があと何軒ぐらい必要であると考えているのか、分かる範囲内でよろしく願います。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えいたします。 まずはこの空き家ですけども、まださらに改修をしていく必要があると思っております。件数については具体的に申し上げることはできませんけども、移住を希望される方は日本全国たくさんいると思います。そういった中で東洋町の魅力の情報発信をしっかりしていきながら、移住者を呼び込むことにつなげていけたらなというふうに思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 大きい三つ目の質問に移ります。 印鑑証明書、住民票のコンビニ交付についてお伺いをいたします。 来年の1月の6日から、印鑑証明書、住民票のコンビニ交付ができるように準備をしていると行政報告でもご説明がありました。 何点かお伺いをいたします。 コンビニで、印鑑証明書、住民票を取得する場合、何が必要なのかお伺いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 コンビニで交付するためには、マイナンバーカードとマイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁の数字が必要となります。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要だとお聞きをしました。 この暗証番号4桁ですね、ちょっと忘れた場合、こういった手続をするのでしょうか、お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 暗証番号を忘れたときには役場のほうに来ていただいて、再度、変更登録をしていただくようになります。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) コンビニで印鑑証明書を取得する際ですね、コンビニでの利用時間には制限があるのか、何時から何時までとか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再々問ですね。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 すいません、始まりの時間ちょっと忘れたんですが、終わりのほうは晩の 11 時までとなっております。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) コンビニ利用時間は、夜の 11 時まで使えるということで認識をいたしました。 二つ目の質問に移ります。 印鑑証明書、住民票をコンビニで発行するものと、役場の窓口

議長	で発行するものと、何が違うのかお聞きします。 (福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 住民票につきましては、役場窓口では、世帯一部の写しはA4の横、世帯全員の写しはA4の縦となりますが、コンビニ交付の場合は両方ともA4の縦の様式となり、役場窓口と若干の違いはありますが、証明する内容は同じとなります。 印鑑証明書につきましては、役場窓口、コンビニ交付ともA4の横になりますが、こちらも若干の違いがありますが、証明する内容につきましては同じとなります。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をいたします。 私が聞いたかったのは何が違うのかというのは、役場の窓口では、発行される印鑑証明は、改ざん防止の用紙ですが、コンビニでは普通紙なのか、また発行枚数に何枚以上は発行できんとかいう制限はあるのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長)

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長 (手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 コンビニでの発行する分につきまして、改ざん防止を施した印刷になります。紙質につきましてはまだちょっと確認をしていないので分かりません。あと上限につきましても、すいません、分かりませんまだ。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 三つ目の質問に移ります。 コンビニで印鑑証明書、住民票を取得するにはどのような条件を満たさなければならないのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 住民票につきましては、マイナンバーカードを保有していること、暗証番号の入力ができること、住民登録があることになります。 印鑑証明書につきましては、同じくマイナンバーカードを保有

	していること、暗証番号の入力ができること、役場に印鑑登録があることとなります。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再々問させていただきます。
議長	(福島 登 議長) 再問です。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問ですか。 条件には、印鑑登録をしていることが条件とお聞きをしたんですけども、この印鑑登録カードまたは印鑑登録書は必要ないのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 すいません、こちらのほうは調べていませんので、後ほどまたお答えするようにいたします。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 四つ目の質問に移ります。 コンビニで取得できない住民票とはどんなものがあるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 こちらにつきましては、DV等支援措置を受けている世帯や、各項目の文字数制限を超える場合などは利用できません。その場合は、役場窓口で交付申請をお願いします。 なお、文字数制限につきましては、氏名は46文字まで、続柄は5文字まで、住所は45文字までとなっております。 以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問いたします。 住民票の中には除票等もございます。

	また、住民票の中には本籍入りの住民票もあります。 そういった住民票についてはコンビニで取得できるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 答弁いただけますか。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 役場窓口でとっていただいている住民票の一部、ごめんなさい、世帯一部の写しと、世帯全部写しのほうは一応出せるということは確認しておりますが、そのほかのことはちょっと今のところ分かりません。以上になります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、5 番目の質問に移ります。 コンビニで住民票とか印鑑証明を取得するんですけども、セキュリティ対策、安全面は大丈夫なのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 セキュリティー対策としましては、住民自らがコンビニのマルチコピー機を操作して取得できますので、個人情報が他人の目に触れることはありません。 また、専用回線を使ったネットワークの利用、通信の暗号化及び証明書交付センターとマルチコピー機間で証明書データを保持しないなど、個人情報漏えい防止の対策を施しております。 そしてマルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策も施しております。 そして先ほどもちょっと言いましたが、証明書につきましては、偽造改ざん防止処理を施した印刷をされるようになります。 以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 大きい四つ目の質問に移ります。 事業の進捗状況についてお伺いをいたします。 1 2 月の庁議の資料で、次年度への町単独事業の繰越しを認めない、3 月補正で減額措置をするとのことではありますが、何点かお伺いをいたします。 事業の発注が遅れ、明らかにこの 1 2 月に事業を発注しても工期的に間に合わない事業については発注せず、3 月補正で減額し、令和 7 年度予算に新たに予算計上するとの予算編成方針の考

	えなのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 安岡議員の言われるとおり、町の予算編成方針の考え方でございます。 昨年度から繰越し事業が多くなっていることから、やむを得ない理由を除き、安易な繰越しとならないようにするための方針でございます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問いたします。 庁議の資料の中に、各課から提出された 11 月末現在での事業進捗状況を見た場合、予算を減額する町単独事業費は予算ベースでいくら見込んでいるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長)

	安岡議員にお答えをいたします。 ちょっとその減額の総額は押さえておりませんので、また改めて後ほどご説明いたします。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問いたします。 数値的なことですので急に質問しましたので、ちょっと答弁しにくかったと思います。 この予算減額の財源の確保の方法はどのような予算措置をするのか、余った財源については一旦財政調整基金に積立てるのか、次年度の繰越し財源にするのか、どういったお考えなのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 安岡議員の再問にお答えいたします。 そのことも含めましてですね、今精査しているところでございますので、また決まり次第ご報告申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に移ります。 今年の夏は全国的に暑い日が続き、小中学校においても 10 月まで熱中症対策が必要な夏であったと思います。 10 月の 7 日に、総務教育民生常任委員会で学校訪問を実施し、学校関係者と意見交換した内容について、先ほど議会報告をしたところでございます。 今回 12 月の庁議資料にもあるように、各学校の教室にエアコンの設置が遅れ、今年の暑い夏には各学校にエアコンが設置されなかったことですが、遅延した原因・理由についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 安岡議員のご質問にお答えします。 各小中学校のエアコン設置については、安岡議員がおっしゃるとおり、現在遅延している状況であります。 遅延の理由につきましては、当初は 9 月頃までに設置を行う予定でありましたが、機材がなく 9 月までの設置を行うことはできませんでした。その後、業者との情報連携が遅くなったことにより設置が遅くなっております。現在、年度内設置に向けて取り組んでいる状況です。 以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 (質問終了時間：11 時 35 分) これで休憩に入りたいと思います。 中途半端になりますので休憩に入ります。 再開は1 時です。(休憩時間：11 時 35 分) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (再開時間：13 時 00 分) 4 番、高畠俊彦君の質問を許します。 件名は、第三者委員会設置についてほか3 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 4 番、高畠俊彦君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：13 時 00 分)
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) それでは、私の一般質問を始めます。よろしくお願いいたします す。 まず最初に、第三者委員会設置についてお聞きいたします。 先日の庁議で委員との委託契約が完了し、委員会が立ち上がったことを確認しましたが、臨時会で配布された要綱の中で、委員の任期を令和7 年3 月31 までとして、完了しない場合は東洋町及び第三者委員会との協議により任期を延長することができる とありますが、できる限り新園児が安心して入園できるよう、3 月末までに調査を終了してほしいと考えるので、次の質問をいた

	します。 一つ目といたしまして、12月20日に第1回目の会合を行うとあったが、その後のスケジュールはどうなっているのかお聞きいたします。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 高畠議員の質問にお答えします。 今回の委員会では、要綱に基づきまして、委員長の選任や今後の運営に関することを協議することとしております。 今後のスケジュールということですが、委員会がまだ開催されていない中ですので、未定としか言いようはありません。ご理解いただきますようお願いいたします。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) 4月のね、新園児が入園言うてた、今から言うと3か月ぐらいしかありませんので無理かもしれませんが、4月の新園児が入園するときまでに解決してもらいたいものであります。 ②の質問に入ります。 そのときの第三者委員会の会合ですが、各会の内容は保護者に公開するのでありましようか。お聞きいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 高島議員の質問にお答えします。 委員会を公開するしないにつきましても、第三者検証委員会の判断になると思います。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) そうですね、うん。第三者委員会が決めることなので公開するとは言えませんが、保護者には公開してもらいたいものであります。 二つ目の質問に入ります。 二つ目、なごみに置かれている古民具について質問いたします。以前なごみに置いてある古民具の保管場所について一般質問をした際、検討するとの答弁がありましたが、そのままの状態で何年も経過しております。 なごみは雨漏りもひどく、現状では取り壊さなくてはならないような状態の建物であります。 町民から提供してくれた貴重な古民具であるため、今後この古民具の管理をどのようにしていくか、再度お聞きいたします。よ

議長	ろしくお願いします。 (福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 高畠議員のご質問にお答えをいたします。 現在保管場所になっているなごみは老朽化が進みまして移転先を探しているところでございますが、古民具の数が多くてですね、ちょっと適当な場所を見つけるのに苦慮しているところでございます。 候補地は、公共施設以外にもいくつか挙がっておりますので、分散して保管することも視野に入れまして、関係者と相談をしていきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 町民から提供された大切な古民具でありますので、管理のほうをちゃんとしてくれるようでございますので、よろしくお願いいたします。 三つ目の質問に入ります。 三つ目の質問といたしまして、小池川河口の浚渫について質問いたします。 小池川本流の河口が打ち上げてきた砂により埋まり、全く流れ

	なくなっており、浚渫してもらいましたが、2～3日で埋まってしまいました。 再度浚渫し、二手に分かれていた川の水門を閉めてもらい、本流1本にしたところ、現在まで今日もみてきたんですが、ちゃんと流れております。現在まで、まだ埋まらずに流れております。 台風や雨期の水害のことを考えると水門を閉めたまましておくことはできないとは思いますが、それ以外のときは閉めておくことはできないものでしょうか、お聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 高畠議員のご質問にお答えいたします。 現在は雨の少ない時期なので、毎日気象状況を確認しながら、水門の管理を行っております。 急なゲリラ豪雨や夜間の大雨などが起これば、即座に水門をあけることが困難であると考えております。操作が遅れることにより、2次被害の可能性が懸念されます。 今後は、県や関係機関と協議を行いながら、対応を検討していきます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員)

議長

産業建設課長補佐

そのかわりね、それらのことをやっぱりクリアはしてもらい、やっぱりね川の水が流れるような努力をされていてほしいと思います。

四つ目の質問に入ります。再問はいいです。

野根川も計画的に浚渫する計画を考えていると聞いております。甲浦の漁師の方からも、磯が砂で埋まり、海藻が生えず、磯が死んでしまっていると聞きます。白浜海岸も根本的に砂を少なくすることを考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。執行部の考えをお聞きいたします。

(福島 登 議長)

生田産業建設課長補佐。

(生田 憲一 産業建設課長補佐)

議長	高島議員のご質問にお答えします。 白浜海岸は、県の管理下にあります。そのことから県に問合せしたところ、法的根拠はないが、県の方針として防災上の観点から、砂は取らないこととしているとの回答がありました。本町としても県の方針を尊重する考えであります。以上です。 (福島 登 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 再問いたします。今のやっぱり答弁には、砂もとらないとかいうようなことを答弁で言うておりましたが、今現在ですよ、波打ち際まで出ていた川の堤防ですよ、やっぱりずっと出てますよね。あの堤防がやね、それこそ2メートルぐらいあったのはもう完全に完全じゃなしに頭だけしか出てない。白浜の端に降りる階段ですね、あれももうあと2段ぐらいしかないほど砂もう上がってきているんですよ。 ねえ、この先10年20年先にはやね、それこそ川も埋まってしまうかもしれません。 我々やっぱり子孫の人たちのことを考えるとね、この美しい白浜海岸を守っていく義務があると思うんですよ、ねえ。 町長に答弁をひとつよろしく願いいたします。 先々のことを考えて、町長よろしく。 (福島 登 議長) 長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

高畠議員の再問にお答えをしたいと思います。

白浜ね、今見てのとおり確かに堤防のところです、砂が埋もれて、しかも先日までまだ過度閉塞を起こしてたという状況で、その分につきましては取り除いていただきましたけれども、どうなんでしょう、私ですね役場に入って30年目なんですけれども、以前、役場の書庫で見た写真がございまして、同じその堤防のあたりで、形状は今とは違う白浜だったんですけどね、前は。本当に砂丘のように、砂が積もって、それをブルでとっているという写真を見ました。

ところがその取った後、普通に戻ってきたと思うんですけど、次に平成18年から20年の間ですけど僕が防災担当やってたとき、旧岡崎石油側の小浜のほうはですね、ものすごく砂丘になっておりましたけれども、関東方面に行く一つの台風によって、それが一気に砂丘がなくなってしまったっていうこともあります。

それとあと、役場入った平成7年当時、私サーフィンやってたんですけど、生見海岸のホテル民宿街の前にあるハエが今、人が上っていけるほどの高さありますけども、あれは砂で埋まっておりました。ありませんでした。ということは、人口で取り除いたわけでもないんですね。ということはやっぱり自然の流れというか、そういったものがあるのかなというふうに思っております。

砂をのけて、白浜美しい天然の砂浜なんでね、いつまでも残していきたいっていうことは分かりますけれども、人工的なその構造物によってそういった砂がたまってきたとかっていうのであ

れば、その構造物のことを考えなきゃいけないんですけども、自然に砂が積もる、あるいは砂がなくなるっていうものを砂を入れたりとったりするってことはちょっと考えていないです。自然任せっていうたらあれですけど、自然の周期的なものがあるんじゃないかなと思ってます。

それとあと質問の中にもございますけど、野根川も計画的に浚渫する計画だということですけども、それですね、単に砂利を取り除くだけではなくてですね、今河川組合のほうで、河川工学の先生方に調査を入れておるんですけどもやはりそのとるとしても、ほかの、単に砂利を取るだけでは駄目で、取った後のしわ寄せまで考えて、今調査を行っているっていうところであります。

なんせ触るにしてもそのしわ寄せも考えなきゃいけないという中で、安易に白浜のそういう砂を取る、あるいは砂を戻すとかっていうことは、ちょっと私も専門的ではないので何とも言えないんですけども、この30年ぐらい見てきましたけど、もう自然の力に委ねるしかないのかなというふうに私は感じております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

ありがとうございました。

自分もまだまだ勉強不足でございますので、これから勉強させてもらって、また質問をしたいと思います。

議長	ありがとうございました。 (福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君の質問が終わりました。 (質問終了時間：13 時 18 分) 続いて、2 番、廣田斎史君の質問を許します。 件名は、こども預かり事業についてほか 1 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 2 番、廣田斎史君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：13 時 18 分)
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 私からは、大枠 2 件について質問いたします。 それでは件名 1、子供預かり事業について伺います。 質問 1、東洋リゾートホテルに委託することですが、学習アドバイザー 2 名と補助員 2 名のスタッフの選定、これはどちらが行うのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員の質問にお答えをいたします。 受託側の東洋リゾートホテルでございます。 以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは質問 2 です。 学習アドバイザーにつきましては、教育的な資格を有する者を雇用するのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員の質問にお答えいたします。 そのとおりでございます。そのとおりで、現在考えているのは教員免許を取得している方になります。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。 質問 3 です。受入れ定員 1 日 5 名となっておりますが、スタッフが合わせて 4 名いれば、もっと受け入れることができるんじゃないかと考えますが、なぜ 5 名なのか伺います。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員の質問にお答えいたします。 常時受入れ体制のスタッフは、長時間勤務となりますので、2名の交代制を予定しております。 またこの事業は委託側、受託側双方初めての試みでもありますので、どれぐらいの利用者及びサービスになるかも含めて模索しながら改善して、よりよい事業にしていきたいと思っております。ですので、まず最初は5名からとし、その後については事業の進捗状況によることとなります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。 質問4です。受入れは町内在住に限るのか。例えば、里帰り出産などで一時的に帰省されている方の利用は可能なのかどうか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員の質問にお答えをいたします。 誰でも利用できるようには設定はしておるんですけども、サービス料、保護者が払うお金、料金なんですけども、安く設定しておりますのでそう考えると公費を投入する関係上やっぱり原則は町内在住の方を優先というふうには考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、それでは質問 5 に移ります。 受入れられない子供の基準、例えば体温が何度までとか、そういう体調面とか、そういう面でちゃんと決まっているのかどうかお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員の質問にお答えをいたします。 一般的に体温 37 度以上であればですね、ほかのお子様方もございますので、保護者の感情的な観点から受入れられないとは思っておりますが、受け入れる子の平温状態にもよりますので、総合的に子供の体調を保護者と相談の上対応してまいりたいとは

	思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 分かりました。 それでは、件名 2 に移ります。町の特産品についてです。 質問 1、先日これは関西ローカルの情報番組で見たんですが、大阪梅田の KITTE 大阪のアンテナショップの中継を見ました。大変賑わっていました。 高知県は、「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」という店名で出展していました。 各県のお店の中でも、とさとさは 1 番お客さんも多く、品揃えも充実していたように感じました。このとさとさや、銀座まるごと高知とありますが、アンテナショップに本町ではどんな商品を出品しているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。 本年 7 月にオープンしました大阪のアンテナショップとさとさには、現在、常時商品を出品していない状況でございます。 来年の 1 月には東部観光協議会主催の催事にですね、本町特産

	のポンカンの販売や観光のPRにスポットになりますけども、参加をしたいと考えております。 また平成22年、東京にオープンしました「まるごと高知」では、ポンカンや水産物の加工品を出品した実績がございます。 このアンテナショップに出品するには、県内で年間7回程度開催されます、アンテナショップ商談会への参加や、事業所の登録を行うことが必要になってきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。 質問2です。先ほど本町が出品してる商品、スポット的についてということなんですが何個かあるっていうことだったんですが、その商品の売れ行きや、その商品に対する反応ってというのはどういうふうな感じがありますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。 本町がアンテナショップに出品しております商品の売れ行き、売上げ額などの情報につきましては、高知地産外商公社より、内部の情報ということで具体的な数字等は共有することができな

	いという回答でした。すいませんけども、よろしくお願いします。 それとこの大阪のアンテナショップとさとさにつきましては、7月末のオープンから約4か月で来店者数が90万人、売上げが1億2千万円となっておりまして、芋けんぴやミレービスケット、ゆずの果汁ジュースなど、高知らしい商品が売れており、需要が高いとのお話を聞いております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは質問3に移ります。 道の駅にも、以前と比べますと土産になるような加工品も増えてます。けどもまだまだ量としては少ないと感じますし、これといった目玉になるようなものが乏しいんじゃないかと考えます。 町内外の様々な業者と連携し、新商品の開発が今後必要と考えますが、取組を伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。 本町でのお土産になる加工品など、少ないことにつきましては課題として認識をしているところでございます。 民間などで商品の開発や販路の開拓も、進められてはきており

	ますが、商品化するには、開発の研究費や雇用など、事業者にとっても資金の負担も大きくなることが想定をされます。 こういった中、起業や第二創業など商品開発を進めていくための支援としまして、東洋町起業支援事業費補助金を創設しているところでもございます。 今後、商品開発がしやすい環境づくりのため、県などの補助金の活用や、情報収集に努めてまいりたいと考えますし、町内外でこういった取組が積極的に進むことで、ひいてはふるさと納税の返礼品の充実につながると考えているところです。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 集落活動センターなどでもいろいろと商品開発、いろいろ頑張っているところでもありますので、新しく道の駅ということになったんでこれからももうちょっと頑張って皆さんで知恵出し合って、新商品を開発していくことを望みます。 これで私の質問を終わります。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君の質問が終わりました。 (質問終了時間：13 時 29 分) 続いて、1 番、大坪千倫君の質問を許します。

1 番議員	件名は、投票所のバリアフリー化についてほか 4 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 1 番、大坪千倫君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：1 3 時 3 0 分) (大坪 千倫 議員) 大枠五つ、質問していきたいと思います。 まず一つ目、投票所のバリアフリー化についてです。 来年再来年と、選挙が予定されております。その中で、高齢者や障害者の方々が投票しやすい環境づくりを進めていく必要があると思います。 他市町村では、投票所のバリアフリー化を進めている事例があります。例えば、「靴の履き替えが困難である高齢者や障害者の負担軽減を目的として、投票所にシートなどを敷いて土足入場できるようにする」であったり、「投票所入り口に大きな段差がある場合、臨時的に簡易スロープを設置して、車椅子や高齢者の方々も入場しやすくする」などです。 本町もこのような投票所のバリアフリー化について取り組む考えはありますでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。

	10月の参議院議員選挙の際は、間違えた、衆議院議員選挙の際は、第一投票所甲浦東の会堂になるんですが、簡易手すりや大きな段差を解消するために踏み台を設置いたしました。 第三投票所甲浦集落活動センターなぎになるんですが、こちらではシートを敷き、土足で入場できるように対策をいたしました。 第五投票所野根地区公民館では、シートを敷く対策を以前から行っています。 第六投票所名留川地区集会所では、玄関先に手すりを設置しています。以前に簡易スロープを購入し設置した経緯がございますが、使用実績がないため、スロープの設置は現在行っておりません。手すりスロープが完備されている投票所は、第三投票所の甲浦集落活動センターなぎと第五投票野根地区公民館になります。 今後は、各投票所にシートを敷き、土足で投票できる体制を整えたいと考えております。以上です。 (福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。 (大坪 千倫 議員) はい、分かりました。 次、二つ目に移ります。南海トラフ地震について。 政府の地震調査委員会の発表によると、南海トラフ地震の発生確率は10年以内では30%、30年以内では70～80%と予測されているそうです。 いつ起きてもおかしくない巨大地震に備えて、最新で正確な情
--	--

議長

1番議員

	報を住民の皆様と共有できるよう、質問していきたいと思ひます。 (1) まず地震が起きたときに最初にどのような行動をとるべきか、お聞きしたいと思ひます。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 地震が起きた際に最初にとるべき行動ということですが、その場の状況により、とるべき対応が分かります。 寝室で寝ていたときはドアを少しあけ、布団にくるまる。台所や居間にいたときは、テーブルの下に潜る。入浴中はドアを少し開け、浴槽の中で風呂の蓋などで身を守る。トイレの中にいたときはドアを少し開け、身を低くする。外にいるときは、看板や自動販売機など危険なものから離れて、すぐに安全な場所へ逃げ、身を低くする。車に乗っていたときは、同乗者に知らせ、慌てずにハザードランプをつけて広い広場に停車するなどの対応をとっていただきたいです。 また、漏電に備えての感震ブレーカーの補助金も、家具転倒防止対策補助金で設置をできます。ガスなどは使用の度に元栓を切るなどの対策をとっていただきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長)

1 番議員	1 番、大坪千倫君。 (大坪 千倫 議員) 感震ブレーカーについても補助があるということでした。 過去の地震でおきた火災の原因の大半が電気回形によるものであるという情報も、見たことがありますんで、いい取組だと思いました。 次(2)に移ります。 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さはどれくらいでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 南海トラフ地震では、震度6弱以上の揺れが1分以上続くとされております。 東洋町地域防災計画では、野根地区で震度7、甲浦地区で震度6強、最大浸水深は野根地区で1メートルから5メートル程度で、甲浦・生見地区では5メートルから15メートル程度とされております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) (3) に移ります。 避難行動がとれなくなる波の高さはどれくらいでしょうか。 また、その高さの波が本町に到達するのは、地震発生から何分後を想定しているでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 避難行動がとれなくなる津波の高さは30センチと考えております。 最大クラスの地震、津波において、浸水深30センチの津波は東洋町の海岸に5分から10分後に到達し、30分から40分後には、甲浦地区、生見地区の平野部全体と野根地区の内陸2キロメートルの程度までの平野部が浸水します、とされていますが、直ちに避難行動をとって、避難していただきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 もうちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですが、地震が揺れ

	るのは1分以上で、海岸に届くのは5から10分後とのことでしたが、30センチの波に達したら避難行動がとれないとした場合、実際、地震の揺れが収まってから何分ぐらい逃げれる時間があると思ってたらいいいんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員の再問にお答えいたします。 ちょっと詳しくは調べてはないんですけども、5分から10分にはもう港の海岸には津波が来ます。 そのあと30分40分の20分程度しか逃げる時間はないと思うんですけども、避難所とか避難場所とかがですね、大体3分～5分程度のところに各避難場所があると思いますので、10分…揺れが終わってから…。また後で調べて報告いたします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 大坪議員の再問にお答えをいたします。 私がですね、記憶の限りでは先ほど担当のほうで30センチでも5分～10分後ってことだったんですけど、民家のあるところに来る30センチの津波で早いところは8分後だったというふうに記憶をしておりますので、揺れが大体1分半と考えた場合、

	大体１分半というふうに南海トラフの場合は揺れるというのが一般常識ですので、それから差し引くと、大体３分～５分以内には避難を完了しておかなきゃいけないっていうところが地震の揺れと津波から命を守る行動時間だというふうに思っておりますね。できれば３分というふうに考えておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君。
１番議員	（大坪 千倫 議員） （４）に移ります。 避難場所の飲食料品の備蓄状況及び食料配布計画はどのようなになっているのでしょうか。
議長	（福島 登 議長） 大坪、失礼しました。 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐） 大坪議員のご質問にお答えいたします。 避難場所には食料品の備蓄はございません。 東洋町防災備蓄倉庫と野根地区防災備蓄倉庫に食料品等は備蓄し、管理しております。 飲食料品の備蓄の状況ですが、パンが１８５０食、缶詰７８５食、水２リットルが１９６８本です。

	今年度は１９７８食分の食料品を購入予定ですが、まだ１日分にも足りていない状況ですが、令和１０年度をめどに想定避難者数の数の３日分になるように整備していきたいと考えております。 食料の配布計画につきましては、家庭で備えておくべき備蓄食料の目安は３日から１週間程度とされております。 食料品の補助金はありませんが、最低３日分の水や食料品は各自や、もしくは、自主防災組織等で用意していただきたいです。 避難場所への食料品の配布は、災害対策本部が設置されてから、一括で配布をいたすようにいたしますので、避難されて、避難場所の方は災害対策本部に連絡していただけたら、備蓄品が届くようになっておりますので、よろしくお願いします。 また東洋町物資配送計画におきましては、４日目から国から支援物資が供給されることになっております。以上です。 （福島 登 議長） １番、大坪千倫君。 （大坪 千倫 議員） 町から避難場所に常備することを目的とした飲食料品の補助はないということで理解しました。 住民の方で、食料があると思っている方がちょっと多いと感じましたので、質問させていただきました。 （５）に移ります。 避難所の開設にどれぐらいの時間を要すると想定しているのでしょうか。
--	---

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 津波が引き、避難の安全が確保されれば、避難所に避難を開始していただきたいです。 避難者各自で避難所を開設していただきまして、対応をお願いしてるところです。 食料品の物資等はですね、災害対策本部が立ち上がり次第、支援物資の要請をそちらからしていただくようになると思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 避難所の開設は避難者で行うと理解しましたが、例えば生見地区で言いますと、役場横の地区防災センターが避難所となると理解しておるんですが、実際にその地区防災センターに入ったことがある住民の方って、少ないんじゃないかなと思っています。 ここから聞きたいことで、住民も避難所の開設に携わる可能性があるのだとすれば、住民に対して避難所施設の見学等、そのような機会を設けたほうがいいんじゃないかと思うんですがどう

議長	でしょうか。 (福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員の再問にお答えいたします。 年2回避難訓練等も行っておりまして、その中で避難していただいたりとかですね、要望等があれば、避難場所を開けたりして見学していただくことも可能と考えておりますので、またよろしくお願いいたします。 (自席にて協議あり) 補足ですけども、この12月の18日なんですが、集落活動センターなぎでですね、慎太郎の入所者と白浜地区と合同ですね、避難訓練を行うようにしております。 避難訓練して避難所運営もやるように計画しておりますので、またよかった見学に来てください。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) 生見地区の地区防災センターの見学については、生見地区の自主防災組織と相談して、要望があれば見学をお願いしたいなと思っております。 (6)に移ります。

	要介護高齢者や乳幼児に対しての備蓄品の確保に早期に取り組む必要があると思います。 最低限の備蓄として、大人用・乳幼児おむつ、おしりふき、粉ミルクは必要だと思いますが、今後どのように対応していくでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 現在、大人用や乳幼児用おむつに関しましては、僅かな備蓄しかございません。 ミルクなどもございませんし、整備が遅れております。 今後、整備を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 確認だけさせてください。 役場のホームページから、防災備蓄一覧、A 3 のものを令和 6 年 3 月 1 日現在のものを参考にして今回質問させてもらったんですが、その中にはオムツ等を書いてなかったんですが、3 月 1

議長	日以降に補充したということによろしいでしょうか。 (福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員の再問にお答えいたします。 総務課のほうで管理しているものはございませんので、先ほどのおむつの量というのは、住民課のほうで備蓄してある要配慮者用の分をちょっと今言って、数に入れております。はい、以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) またそれについては広報、お願いしたいと思います。 大枠 3 に移ります。自主防災について。 実際には想定どおりいかないことが多く出てくることだろうと思います。 こうした未曾有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単には得られない状況であることを想定しておく必要があると思います。 (1) 震災に備えて、自分たちでできる事前準備にはどのようなものがあるでしょうか。

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 お配りしてあります、一般質問第４号の説明資料ということで、住民の皆さんへ災害への日頃の備えはできていますかという、Ａ４の紙があると思いますが、こちらがですね、昨年だったかな、広報のほうでチラシを (自席より、今年との発言あり) 今年やった、広報で配布しております広報と一緒に。はい、避難の際の最低限用意するものといたしまして、食料品、貴重品類、懐中電灯、ラジオ、笛、マスク、手指消毒液、生理用品、絆創膏、消毒液、包帯、常備薬、処方箋などの備えを呼びかけております。 あと高知県の防災アプリや、東洋町防災アプリライフビジョンの活用もお願いしているところでございます。 いろいろな情報がこの中から、分かると思いますので、ぜひともアプリのほうをダウンロードしていただきたいと思っております。以上です。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) (２)に移ります。 各家庭で備える防災リュックの購入を役場が取りまとめて業

	者に発注することはできないでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えいたします。 各家庭で備える防災リュックの購入を役場が取りまとめて業者に発注することはできないかということですが、リュックの購入など、自主防災組織単位でまとめていただけたら、購入のための紹介なども可能だと考えております。 町内にもですね、町内というか業者さんがですね、いろんな業者が庁舎にも営業に来ておりますので、またいろいろ相談してですね、安くていいもんがあれば紹介できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 大枠 4 に移ります。 猿の被害防止に対しての新たな補助金制度創設について。 9 月議会において、猿の追い払いなどの勉強会を開催し、自分の畑は自分で守るという考えのもと、生産者にもご協力いただき、町全体で猿の被害防止に向けて取り組んでいきたいと考えていると答弁がありました。

	今回参考資料として、山梨県の北斗市（添付１）、福井県おおい町（添付２）の取組を添付しております。 この２市町は、猿の追い払い活動に要する経費に対しての補助などを設けて、地域一丸となって猿の追い払い活動をする仕組みづくりを行っています。 本町でもこのような補助金を創設する考えはありますでしょうか。
議長	（福島 登 議長） 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	（生田 憲一 産業建設課長補佐） 大坪議員のご質問にお答えします。 新たな補助金制度の創設の考えはあるかということで参考資料としていただいている２市町の補助金要綱は、猿の追い払い事業に特化した補助金制度であり、大変参考になります。 令和７年度には、県主導による、猿被害総合対策普及事業を導入し、猿の追い払い講習会の開催や、捕獲檻の設置位置を検討する予定であります。 その中で生産者を含む関係者の意見を聞きながら、必要に応じて補助金制度の必要性を視野に入れて前向きに検討していきたいと考えております。以上です。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) 大枠 5 に移ります。 白浜海水浴場海上遊具について。 (1) 町が購入し、観光振興協会に貸与すると聞いていますが、それは有償での貸与でしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員のご質問にお答えします。 海上遊具は平成 30 年度に町が購入しまして、令和元年度より観光振興協会に無償貸与して、事業運営を行っていただいております。 この遊具につきましては夏の観光コンテンツの目玉として地域内外に浸透してきており、集客効果が見込めるものとなっております。 今回新たに購入する遊具につきましても、地域活性化に寄与するものとして、町のほうで購入しまして、観光振興協会に無償で貸与するのが望ましいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。

議長	収益が出た場合は、どのような契約になっているんでしょうか。 (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の再問にお答えいたします。 この海上遊具につきましては、令和元年度から6年度まで運営をしてきておりまして、そのうち収支として黒字になった年度が5年、赤字になった年度が1年あります。 先ほど、黒字になった場合どうするのかという契約ですけども、一応役場のほうからも、観光振興協会への補助金200万円も、予算計上させていただいているところもございます。ですので、黒字になった分はそのまま留保するなり、新たなパーツの購入でありますとか、そういった費用にこれまで充てているというような実績が残っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) はい、分かりました。 最後(2)に移ります。 遊具の管理はどちらが行うんでしょうか。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員のご質問にお答えします。 海上遊具の貸与契約を結びまして、設置・撤去及び遊具の清掃やメンテナンスなどの管理は、観光振興協会に行ってもらうことを考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14 時 01 分) ここで休憩します。再開は 2 時 15 分です。 (休憩時間：14 時 01 分) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (再開時間：14 時 15 分) 7 番、田島毅三夫君の質問を許します。 件名は、野良猫の不妊手術費の全額町負担要請についてほか 11 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 7 番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：14 時 15 分) 田島さん、寒いの。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	寒い。 （福島 登 議長） ほんなら仕方ない。 本当は外とう脱いどいてくれたらええけど。 （自席より、写真撮らせて…との発言あり） 外とうを田島さんちょっと脱いでいただいて、写真を。申し訳ない。外とうだけでええですよ、ジャンパーだけ。写真を撮らせてください。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 撮ったあと着いてもかまんの。
議長	（福島 登 議長） もう寒かったら仕方がないです。 寒ければもう仕方がないです。 （自席より、頭もセットせないかんと発言あり）
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 頭はこれはな、癖毛でね。
議長	（福島 登 議長） 皆さん私語は慎んで。ちょっとだけ。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 笑う？

議長	(自席より、複数人発言あり) (福島 登 議長) 皆さん放送入っとなで。 田島さん、質問を始めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、わかりました。 一つ目の質問です。 野良猫の不妊手術費の全額町負担要請についてということでお聞きしてます。 野良猫の非衛生や畑や家の被害の苦情が多発しております。 その防止のためにも不妊手術費用の行政全額支給を求めたいがどうかという質問でございます。 また有害鳥獣への補助金支援と同様、捕獲の手間や餌代、病院への通院費用を含めた報償金の支給を求めるいかがでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質問にお答えをいたします。 本町としては現在、全額及び捕獲の手間、餌代の補助は考えておりません。現在、交通費なんですけども、最大3千円は補助しております。ご理解のほどよろしくお願いします。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 結局、現在そういうふうに行われていることに対して、こうしてもらいたいという質問なんです。 今日でしたかね、新聞の今日見ましたけども、高知市のほうの出てますね。1 匹につき 4 千円から 6 千円くらいでてるけども、今後もそれを上げていきたいと。足らん分については年間 2 0 0 万ぐらい市が入れてるようですね。それで足らなったらほのふるさと納税等を使ってあげていくと、こういうように今日の新聞出てましたが、どんなんでしょう、今現在今年に入って、6 年度で構いませんが、何匹野良猫の不妊手術避妊手術というか
議長	(福島 登 議長) 再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問に入るね、行われたかお聞きしたいと思います。 よろしくお願いします。 (自席より、違う？との発言あり) (自席より、再問は答弁に対してですとの発言あり)
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質問にお答えをいたします。 恐れ入ります、令和6年度は、件数ちょっと拾っておりませんが、令和5年度、去年の決算時には報告はさせていただきまして、30匹程度、ちょっと数字忘れましたが、報告はさせてはいただいたところではございます。 そして最初の質問の内容ちょっと高知市の内容聞き取れなかったんですけども、本町はですね、不妊手術の補助金で8千円補助しております。 そして先ほども言いましたけども、交通費なんですけど、一般職の職員の旅費規程と同様にしまして、安芸郡内になったら1500円、そしてそれより遠かったら3千円というふうな形で補助はしております。餌代等とか手間代等はございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。 今5年度30匹のこれは野良猫ですか、それとも手術した全部の数ですか。合計ですか。言えれんのか。
議長	(福島 登 議長) いや、それ再問で

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

だあだあだあ再々問しよるわけよ。今返事貰わんでもいいほんなら、ここで答弁してもらうたらいきに。

仮にそうだとしてみね、私は今日言ってるのは、自分が飼ってる猫やったら飼い猫やったらそら全額ほら負担してもなんちゃ問題ないと思います。飼育者が。ところが、もし野良猫を近所の人が檻をつくって集めたりしてからそれをその不妊手術に連れていくとなったら、病院代からほら補助はありますよ、以外のオーバーした分とか、交通費とか手間からいろいろなもんでいっばいほの何をせんといかんにはなるんです。その負担を。それではなかなか進まないから、この高知市のようにこの市が中心になってそういうところまで支援してから、なるべく早く野良猫をなくしたい。なくすようにしたいと、そういうことで再確認しようとしたんです。

今言うたようにこれは30匹というのはもういっぺん答弁してください。

それから、今後そういう町負担をしてもらいたいという質問です。それに対する答弁をお願いします。以上です。

議長

(福島 登 議長)

再々問で。

生松住民課長。

住民課長

(生松 克祐 住民課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

	まず、30匹程度っていうお話をしたんですけども、飼い猫と野良猫がたしか半々ぐらいだったと思うんですが、ちょっと正確にちょっと忘れましたので、大体半分ぐらいだったと思います。 そして高知市なんかの例に話して補助金の全額っていうことですけども、最初にお答えしたとおりでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。次の質問に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 私に対する答弁でなくてね、これは質問やないです。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、次の質問に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 住民さんの声として聞いてもらいたい。
議長	(福島 登 議長) 再々問おわりましたよ。田島さん。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 2番目の質問に入ります。 予算の無駄遣い防止の防止検討会の設置を求めるということで、1点お聞きしたいと思います。

	物価高騰や生活困窮者の増加防止のためにも、公金血税の無駄遣い防止策を考えようではないかということ、執行部の考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 近藤会計管理者。
会計管理者	(近藤 真人 会計管理者) 田島議員の質問にお答えします。 当初予算につきましては、予算審査特別委員会で、また決算につきましては監査委員の決算審査を経た後に、決算審査特別委員会で審議していただいておりますので、検討会の設置は考えておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 議会の審査を受けていないから答弁しないと。私はこれ3月議会もそうで、予算のときもそうですが、9月の決算審査の中でもこれはずっと訴えてきました。 そのために100問近い質疑をしてきたんですけどもね。要するに、こういうやっぱりこのね、無駄遣い、私が見ただけでも例えばですよ、予算からなにして補助金出して補助金の申請によってその領収書が備わっていない、ただ大きい金額だけで報告上がっているようなものなんかについても、もっと審査して、領収書

	をつきあわせて無駄なものがあるかないか、そういうことによって無駄なものは省いていくように、その残ったお金をこういう困窮者の方に使っていくというこういうやり方をね、運営してから行政運営していかなければいけない。そういうことで、今考えてるんですけどね。なんかそういうことで、住民さんと一緒になって何か第三者委員会でもかまんが、要するにそういう行政の予算あるいは決算のそういう問題について検討するような、そういう会をつくってもうたらどうでしょうか。公平公正にそういう協議してもらいたい。できたらそれを省いていくと。そういう形でやってもらいたい町長、いかがでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) 今のは何
議長	(福島 登 議長) 再問
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) はい、再問
議長	(福島 登 議長) 執行部どうですか。 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 先ほど再問の内容ですね率直に申し上げまして、議会の役目なのかなっていうふうに思ったところが率直なものでございます。 それと確かにですね、無駄なものは省かなきゃいけないとそれは常々思っております。なので効果があるものはそのまま続けるし、効果がないものについては、それはもうやめていく、スクラップアンドビルドっていうんですけれども、そういった中で今後予算計上して議会で審議をしていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私の質問はですね、今現在確かに審査委員会はあるんですよ。 審査委員会のメンバーはね、私に言わせてもうたら、行政側についた元行政職員やった方が入ってるんですよ。
議長	(福島 登 議長) 違うでしょ田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まあまあ待ってください。

議長	(福島 登 議長) 田島さんまたですよ。田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうような形の委員会では
議長	(福島 登 議長) 田島さん
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい
議長	(福島 登 議長) 今は町長の答弁があったように、これは我々の仕事だということ とを理解してやらないと
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だからその委員会でそういう審査をしようから、その審査 会自体がおかしい
議長	(福島 登 議長) それはね我々の部の中でやらないかんことやと今言ったやな いですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だからそれを住民さん代表による委員会をつくって

議長	(福島 登 議長) もういかん、田島さん
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんですか
議長	(福島 登 議長) もうね、発言を止めなきゃいけないようになったんでね
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでよう
議長	(福島 登 議長) それはもうね、議会の中で揉むべきものやもん。そういうことです。 次の質問移ってください、田島さん。 議会の役割としてあるもんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) 議会の役割を…
議長	(福島 登 議長) だからそれをここでやるのはおかしいということを言いよんです。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 言っても聞かない…。 …。
議長	(福島 登 議長) もうええです。3 問目やってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 3 問目の質問に入ります。 行政役員への元職員採用の禁止条例の設置を求めると、先ほどの 2 問目と関連しますけれどもね。 町行政役員の元職員任命を中止し、行政職務の経験のない人の登用を求めるかどうかという質問です。 確かに経験のない人では戸惑うこともあると思いますけれども、何も知らない新規住民の任用によって町は大きく活性化すると考えていますが、町長の考えをお聞きしたい。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。 行政委員会委員につきまして、元職採用の禁止条例の制定についての考えはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

	7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その不採用の理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) 再問です。
議長	(福島 登 議長) はい。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の再問にお答えさせていただきます。 行政委員会とは、地方自治法第 1 3 8 条の 4 及び第 1 8 0 条の 5 に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務づけられている執行機関たる委員会、または委員でございます。 条例において元職採用を禁止するという制約を設けることはできないと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	私はそのね、委員会やら委員を廃止せいとこういう言い方じゃないんです。その任命の仕方をね、今言うほのほら、元職ばかりというたらいかんけど、多数しているそういう私に言わせたら、偏ったそういう委員会ではなくて、もっと住民さんを入れてから、そういう人の声を大事にするような委員会の設定を求めているんです。もういっぺん答弁お願いします。 (福島 登 議長) 再々答弁。長崎町長 (自席より、はいはい、待ってましたとの発言あり) (笑い声あり) 笑いはいええです。もう議場で笑いはいええです。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 先ほどからですね、行政のこれ人事のこととっておりますので、どなたを選任するとかですねっていうのはこの場では申し上げるべきではないというふうに考えております。以上でございます。 (自席より、今再々問言うたかなとの発言あり)
議長	(福島 登 議長) はい、4番に移りますか。 7番、田島毅三夫君。 (自席より、議長、さっきから田島さん再問のときに再問・再々問言わんきに妙にわかりにくいとの発言あり)

7 番議員	言わすようにします。 田島さん、4 番に移ってください。 （田島 毅三夫 議員） 今から4 番に入ります。 4 番、高齢者と若者の集まれる地域憩談場所の設置を求める。これはそんなことと言われるかも知れませんが、現在60 歳以上の住民さんなんかでも50 %過ぎちゃんですね、60 %過ぎてたかな、聞きましたが、今後、高齢者の人口減少となればさらにひとり暮らしの住民さんが増加すると考えております。 白浜休憩所や人工地盤、各地区に休憩・談話のできる、井戸端会議言うたらいかんけどもね、昔のね、そういう場所を設置し、過去の思い出や今後のことなど、気楽に話し合える井戸端会議的な場所の設置を求めたいと、こういう質問でございます。町長、答弁をお願いします。
議長	（福島 登 議長） 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	（奥村 忍 住民課長補佐） 田島議員のご質問にお答えをいたします。 本町では各地区において100 歳体操教室を開催しているほか、公民館や文化会館では、書道やヨガ、生け花に編み物など様々な教室を開催しております。 高齢者や若者など、年齢を問わず住民の交流の場所となっております。

	社会福祉協議会ではあったかふれあいセンター事業のほか、子育て中の母親の交流を目的としたなないろ広場、障害者の交流場所としてフレンズを開催しております。 また、本町と見守りや地域づくりに関する協定を締結しております、デイセンター海援隊では、寄り合いサロンを開催し、年齢を問わずカラオケやゲームなどを通じて住民同士の交流を図っているところでございます。 また、身寄りのない独居の高齢者の方々に対しましても、見守り活動を展開しておりまして、役場職員や社会福祉協議会職員が直接ご自宅に出向き、近況を把握するほか、困り事などの相談相手となっているところでございます。 今のところは、新たな地域懇談場所の設置や支援の予定はありませんが、住民からの要望があれば、また検討をしてみたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、課長のほうから、こういう今答弁もらいました。 私が言ったのはその上で言ってるんです。 例えばね、アソズのほうで今ひとグループよく集まって話合っておりますがよくちょいちょいうちも入ります。 しかしそういうようにね、結局よもやま話か、いろいろな話を持ち寄ってそれぞれ意見を出していく、ほんでああしたらええこうしたらええほんならいろいろできる。要するにほのね、普段着

	のままでそのままの姿で行ってそのまま話をして、帰りたい人はそのまま帰ったらええ、来る人はまたいる。そういう形の自由奔放と奔放言われんね、自由に闊達にね。そういう昔話から今の現在のことまで、あるいは食べ物についても自分らがいろいろ持って行って、焼いたり温めたりしながら食べもって話をしていますが、そういう形の民主的なというか民間的なそういうかざぐるさんいない、よもやま話をする場をつくってほしいと、こういうことなんです。 ほんで町があそこにつくるとこういうことじゃなくて、そういうことができたときに何らかの形で応援をしてあげてもらいたい。そうなったら広がっていきますので、そのことについて町長一言答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 再問です。 奥村住民課長補佐。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えいたします。 ただいまの再問内容、いい話だなというふうに思って聞いておりました。 まあね、アソズということも出ましたけど、私も行ったことがありますし、知っております。 (自席より発言あり) いやそんなこと言われん。基本的にですね、高齢者たちが集ま

	っている方々と交流をしていくっていうことは、健康面においても私も大賛成だと思っております。 先ほど担当のほうからこういったサービスがあるよっていう紹介をさせていただきましたけど、そういった場も必要ですけども、行政がですね、つくらずにそういった自然の流れで人が集まっていく場所が本当の寄り合いなのかなというふうにも思っております。そういった場所にですね、何か必要なものがあればですね、そういったことに対しては支援をしていきたいなというふうに思っております。考えております。具体的な支援を求める声がございましたら、いろいろと考えていきたいと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁もらいました。 町長が忘れたらいけませんのでもういっぺん確認させていただきますけれども、それはどんなんですか、再々問。お金的なものまで入るんでしょうか。それとも物的な腰かけとか机とかそういうもんで終わるんでしょうか。そこのところを一つだけお聞きしておきます。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 内容にもよりけりですけれども、内容によりけりで現金支給なのか、物の支給なのかっていうことは考えていきたいと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。5 番ですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) すいません。5 番目の質問に入ります。 ちょっと字数が少なくて気の毒だと思ってます。 前回要請、ごめんなさい、交通な住民さんへの支援策を聞くということで、1 点お聞きしたいと思います。 前回でしたかね、私がここで質問させてもうときに検討していくやったか、考えていくやったか、どちらでもいいけどもね、要するに交通手段のない高齢者への支援対策はどうなったか、そう答弁いただきましたが、そのお答えを聞きたくて質問します。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。 令和 6 年 6 月議会、田島議員の一般質問において、高齢者の交通費支援について答弁をさせていただきました。 改めまして、こういった支援が望ましいか考えるために四国運

	輸局のご協力をいただきまして、タクシー事業者様とともに、先日の１２月４日に勉強会の場を設けていただきました。 そこで、住民の方の要望や事業所様のご苦勞や課題など、意見交換をいたしました。大きな課題であります高齢者など、交通が不便な方への支援策につきまして、十分協議をした上で、東洋町に合う形で事業展開をし、ご支援ができればと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) わあ、久しぶりに感激しました。 私の言ったことに対して検討していただいたということですか。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。 いつ実施されますか、それだけ教えてください。予定ですか。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをしたいと思います。 やっとですね、公共交通の町内の在り方について検討を始めたところであります。 今後ですね、対象要件ですとか対象公共交通、それから支援内容、そしてその財源も含めまして制度設計できるように目指していきたいと考えております。以上でございます。 (自席より、日にち的にはどうですか。期間的にはどうですか。との発言あり) (自席より、再問をお願いします。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) はい、再問をお願いします。 (自席より、はあ～との発言あり) 当然そうです。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いつを予定されてますか、再々問です。
議長	(福島 登 議長) 再々問、冒頭で言ってください。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) いつまでというかですね、早いことに越したことはないという

	ことですけれども、新たなですね、制度設計にはこちら側の主張となりますけれども、それなりの時間とですね、労力というのはどうしても伴います。のでもう少しですね、本町の公共交通の仕組みですとか、地域公共交通機関と、あと町内事業所とどこまで連携できるかなど、課題点を整理をしてですね、制度設計をしていきたいというふうに考えてますので、いつからかというところは今明言はできない状況にございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君、六つ目の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 6 番目の質問に入ります。 道の駅売場の拡幅拡張と、何でも伝言板の設置ということで町長にお聞きしたいと思います。 以前何回か提案しましたがけれども、例えばですね、電気のこぎりありますね。そういうものの中古とかはもう要らなくなって、捨てようかというようなのこぎりとかかんとかいろいろあると思うんですよ、みんな家の中にはね。そういう困る人もおるし、逆に今度はそういうのが欲しいという人もいるんです。 そういう人のために、新品や中古問わず、氏名は出さずにですね、金額だけ表示して、店が仲介して成立すれば手数料を払うと、そういう仕組みにすればですね、捨てていた古物も活用でき、意外性のある店となり、利用者も店も活気づくという考えを持っています。 そうした古物商品や骨董的な品物も展示販売できるコーナー

	の設置を求めるがいかがでしょうか。海の駅にね。 場所の問題があれば、事務所の移動による拡張を行えば休店の必要もないし店休む必要もないし、通路の混んだ、現在のね、そういうときに混んだ店では団体客やら (福島 登 議長) 簡潔に。 7 番議員 (田島 毅三夫 議員) たくさんの人が来たときは、ここに書いたとおり読みよんのやきに。対応に便利だが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞きます。 (自席より、6 番ひとくくりでいいんですか。6 番。との声あり) 議長 (福島 登 議長) 6 番。 (自席より、6 番ひとくくりになってます。との発言あり) 6 番。 (自席より、1 と 2 両方になってる。ひとくくりでいいんですか。との発言あり。) (自席より、なにになになにとの発言あり) いやだから 1 と 2 (自席より、1 と 2 分かれてるんですけどとの発言あり) (自席より、あーごめんなさい、あーごめんなさい。との発言あり)
--	--

	まず1番でやってもらわないかん。 （自席より、言うた分退いちゃってくれ。あとでもういっぺんとの発言あり） じゃあ1でやりますよ。 （自席より、1番目だけで答弁頼みます。との発言あり） はい。大坪産業建設課長。 （大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員のご質問にお答えします。 指定管理者や出品者の方などから売場の拡幅や、何でも伝言板など、議員等同様の要望などがございましたら検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。 （福島 登 議長） 7番、田島毅三夫君。 田島さん、次に移るか再問か冒頭でよろしくをお願いします。 （田島 毅三夫 議員） 再問です。大坪課長に再問があります。 そのための議会なんです。住民さんがなかなかね、そういう意見が出ないから、代弁して私がここで言ってるんです。 だから私のこの質問というのは周りの人からもいろんな案を受けて意見を受けてやってるんですから、その点は間違わないでください。 もう一度再問としてもういっぺん同じ質問したいと思います。
--	---

議長	(福島 登 議長) いいですか。執行部どうですか。 (自席より、自席でごちゃごちゃ…との発言あり) 長崎町長。これは打ち合わせです。 (自席より、打ち合わせか。との発言あり) はい。
町長	(長崎 正仁 町長) 担当職員もお困りのようですので。質問ではですね1例を挙げられた話ですけども、それをですね、どう検討していいのかっていうのは分からないんです。ただですね、道の駅東洋町に関しましては、設置条例がございます設置条例が、その条例にですね、今の提案がですね合うのかなあっていう、合わないんじゃないかなというふうに感じております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問。
議長	(福島 登 議長) 再々問です。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁もらいました。

	そのために今言うように検討ということを言ってるんですよ。 ほんで結局ほら、そういういろいろな法律や何かがあったらで きんものはできないで仕方ないんですけども、それをまず検討し て、私の言っている住民さん代表として行っているこの問題は ね、本当に町のためにええのか悪いのか。それによってどうい ふな効果があるのか、そういうことをよく考えて執行部はね、 返事してもらいたい。 だから、確かにいろいろな法定法律あったらそれにかかったら いかんけれども、そのかかったときでも、何かの抜け道言うたら いかんけども何かの方法はないか。そういうことを考えて是非や っていただきたいと、こういう質問でございます。 町長できたらもう一度お願いします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 今、そのような考えはございません。以上でございます。 (自席より、しんどい話やな。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。 6 の 2 に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	再々、あ、ごめんなさい。2番目の質問です。 私が今言ったそういうことがもし実現したらね、古物商品や骨董品のそういう品物でも売れるわけですよ、並べられるわけですよ。展示販売もできるし、コーナーの設置もできていくいろいろと、ほなお客さんも増えていくし。ね。ほんで道の駅が儲けてくれたらまた出品者も増えてくるし、皆が町全体がよくなるんです。 そういうことを踏まえてやっているんですが、場所的な問題があればですね、法的な問題でどうしても返せない法律があったらいかんけれども、それをその中古販売じゃないんですよ。ただ両方から持ってきた、欲しい人は看板にこういうものが欲しいと書いてもうて、ほれを見てから出品者をそこへ
議長	(福島 登 議長) 田島さんまた再問やないんでね、書いとるとおりまずやって
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうなんです。
議長	(福島 登 議長) 再問のときにやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その説明しよんのよ。
議長	(福島 登 議長)

	まず書いとるとおりやっただいて。 （自席より、1も2もごっちゃになっちゃう。との発言あり） うん、ごっちゃになっちゃうからね。 6の2のまずこれを文書のとおりにやっただいて、その後で再問でやっただいたらいいと思う。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） そういうことでね、狭かったら事務所移動したらええし、要するに、そういうことをやっていけば、通路のこんなときでも、大型バスで来たときでも対応もできますしね。そういう質問でございます。団体客の対応には便利だと。そうしてから町が発展していく、東洋町のあの道の駅がよかったなあということになっていく。そういうことを踏まえて2番目の質問します。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員のご質問にお答えします。 道の駅東洋町の店舗内に展示販売できるコーナーの設置を求めるということですが、そういった展示場所を設けることは現在考えておりません。 仮に設置をした場合、中古品などを販売した商品が不良品であった場合は、道の駅でクレーム対応なども想定されますことから、中古品などを販売する場合は、出品者自らイベントなどに参加されまして、対面で販売することが望ましいのではと考えてお

	ります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問になるかな。
議長	(福島 登 議長) 再問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問やな。再問します。 私もあちこち海の駅やら道の駅なんかも見てきておりますが、 あっちこっちでこの骨董品とか古道具とかそういうものを美術 的な芸術的なそういうね、テレビ出てくるようなああいう形のも んまで売ってる場所はいっぱい見てきました。 そういうことであれば、何ちゃあ問題ないと思うんですよ。 そういうことをまず答弁するときも踏まえてちゃんと勉強し た上で答弁してもらいたい。 これそういうことあったらいかんからやりませんやいうこと でなくて、そういう法的なものはありませんので考えていますよ とそういう答弁してもらいたい。もういっぺんお願いします。 (自席より、なんですか、なんで…おかしいな。との発言あり)
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 再問です。 （自席より、再答弁。との発言あり） （大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員の再問にお答えします。 先ほども答弁しましたとおり、展示場所を店舗内に設けることは考えておりませんが、例えば軒下したとか、先ほど申し上げましたイベントのときにそういったものを販売することは可能ではないかと思っております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） そういう答弁がございました。 一つ言わせてもらいます。
議長	（福島 登 議長） 再々問するんですね。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 再々問です。 私は以前に植木鉢持っていったんです。 いろいろなツツジから何から植えてからそれが葉が赤くなったときとか、桜が咲いたときには持っていったんですけども、海

	の駅からその植木鉢を朝持って行って自分が引取りにきてくれ とう言われて、ほんでうちやめてしもたんです。毎日毎日でき ないと。
議長	(福島 登 議長) 個人のことはいい
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやだから今言う答弁に対して言いよるわけよ。 そういうことではないから、そういうものを置いといて ね。
議長	(福島 登 議長) 今設置しないという答弁ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんで今そういう場がどうやこうや言うからほら。そういうこ とをしたときに、植木鉢持ってきてもうたらどうやこうや駄目だ とか何とか言うから。ほやきに要するにね、そういうものを持っ た人、ほんで欲しい人があるわけやきに。ほんでそれを畳半分ぐ らいの看板立てといて
議長	(福島 登 議長) 田島さん、設置しないという答弁に対してのものですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	そうですよ。
議長	(福島 登 議長) また言うても設置しないという答弁になりますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、だから、私は以前こういうことは
議長	(福島 登 議長) 田島さん
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こういうことがあったから、そうならないように
議長	(福島 登 議長) 再々問するなら簡潔にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうことにならないように、町が海の駅はそういう管理して売っちゃってもらいたいと。 ほんでそれは売れるもんでなければこっちを看板に書いて売りたいもの買いたいもの両方出したらいいわけやきに。でその中の仲介を海の駅がしたら、なんちゃ手間いらんの
議長	(福島 登 議長) 設置しないという答弁なんですよ。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあほんで今この二つ目のことについて今答弁に対して再問しよるわけよ。 (自席より発言あり) 返事があったら、もう横からほらもう聞いててもうやかましい。ほんまに。あんまりやろ。うちがこれやったらとうにクビになって放り出されちゃうでわしゃ。
議長	(福島 登 議長) 再々問、答弁できますか。 もう同じ答弁でも仕方がない。 (自席より、ほんまにおかしいなあ…との発言あり) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 答弁につきましては、変わることはございません。 展示場所を設けることは考えておりません。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。 大きな 7 番に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	7 番目の質問に入ります。 町と道の駅、出品者の三者協議会の開催を求めるという表題で、このままでは、産業不振や人口減少によって、町地場産品の出品が減り、既製品や町外出品物の増加が増えてくる。それを怖がっております。 人口は2千人ちょっととなった現在、さらに有害鳥獣の被害が大きな問題となっておりますが、このままでは地場産品の販売が目的であった道の駅の製品や町外産品の販売所となって、よそのね、製品やなって、当初目的の地場産品の直売ができなくなると、こういう心配をしております。 何度も求めましたけれども、設置されていない町産業の振興や出品者、店の将来も考え、町と店と出品者の協議会の開催を求めたいが、町の主導でやっていただきたいがいかがでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員のご質問にお答えします。 町と道の駅、出品者の三者協議会の開催を求めるということですけれども、指定管理者から出品者に対して毎月かわら版を発行することによって、定期的な情報提供や出品者が道の駅に商品を搬入する際など、指定管理者とコミュニケーションもとれていると認識をしているところです。 その上で、三者による協議の要望等が出てまいりましたら検討していきたいと考えます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 前と同じそのまま録音聞っきょるような答弁でございました。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、再問です。
議長	(福島 登 議長) 冒頭に再問とか再々問をぜひ通告していただきたいと思いま す。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はいはいはいはいはい… 前と同じ答弁です。 道の駅のほうからはかわら版を発行しているとかね。店と人との交流はそれはね、自分らがやってほしいと、こういうような答弁でございますが、ずっと以前にもう増えていると思います。減ってたらちょっとごめんなさい。以前 1 番最初にもうたときには町内の出品者が 1 2 0 人やったかな、ごめんなさい間違えちゃったら。それぐらい、もっとおったか、それぐらいおると聞いちょ

	ったんですけども、実は去年の４月、今年やったか、今言う海の駅の出店者グループの会をしたいということで回ったときに、２０人ぐらいしか氏名が分からなかったんです。自分の知ってる範囲で調べたけども、ほんで町のほうにも、道の駅のほうにも名簿を見せていただきたいというけど、どうしても個人情報やきに出せないと、こういうことやったんです。 それで結局それ以上の人に連絡もできんずつに集まった方だけ約２０人で一つの会をグループをつくったんですけどもね。 こういうことでは会にならないからほら、できたら町が主導して出店者の方に連絡とって、ほんでほの店とも連絡とって、主導してやってくださいという質問なんです。もういっぺん答弁もらいます。 （福島 登 議長） もう要望があればやるということでしょう。 大坪産業建設課長。 （大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員の再問にお答えします。 先ほど町内での事業者の登録が１２０人ぐらいの方が登録されているということでしたけども、名簿につきましては指定管理者である道の駅のほうで、名簿の情報は把握できているかというふうに思っております。 その中で、指定管理者側のほうから、そういった協議の要望等、またあるいは出品者のほうから要望がありましたら、検討していきたいというふうに考えております。以上です。
--	--

議長

産業建設課長

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから今年の当初に二十何人の方が、お願いしたんですよ町のほうに、これ連名で連署でね。こういう何を会をとってくださいということで。覚えてるでしょ。それを今になってそういうのが出てきたら考えるやいうて、もう20人の方が多くの何人か知りませんが
議長	(福島 登 議長) 田島さん、現状ね、出品者のほうから要望があれば検討するという答弁は
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあほやきにちょっと議長、私は二十何人が集まって要請しよるわけやきに。1人や2人やないんやきに。それにのってこんからこうやってもういっぺん議会として話をしよんのやきに。横から黙っちゃいてください、もうあんたは。
議長	(福島 登 議長) いや、黙っちゃいてくださいやない。どないするんですか。もう終わるんですか。 (自席より、終わるんやない、答弁もらわんといかんとの発言あり)

	再々問もうんですか。 （自席より、ほうよ。あんたが横から口出さんにとってください。との発言あり） いやもう…。 再々問の答弁です。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員の再問にお答えします。 ちょっと自分のほうの勘違いかも知れませんが、先ほど20人ぐらいの方で組織、協議会みたいなのを立ち上げたというのが今年のことと今言われたと思いますけども、ちょっと自分の中では、今年にそういった協議会が立ち上がったということは認識しておりません。 （自席から発言あり） はい。ので、すいません、答弁は今のところございません。
議長	（福島 登 議長） 自席からの質問はやめてください。 7番、田島毅三夫君。 （自席より、再問なります。との発言あり） 大きな8番です。もう再々問もやりました。 大きな8番に移ってください。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） （自席より発言あり）

	日にちが間違うちよったら間違うちょうと言うてもうたら変更できる、知っちょうわけやきに。
議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 8 つ目の質問に入ります。 苦情・文句の公開を歓迎し、その解答をする看板の設置を求めるという質問でございます。 新開業の、新しい開業のですね、店や会社などは、目安箱を置いて、客の意見や今後の運営の参考としております。 行政も同じとして、住民さんや町外来庁者の異見や提案、文句などの声を聞き、各地区ポストに入れてもらおうと、そういう声をね、投書のような感じ。その対応策を町ロビーや町内の掲示板に張り出し、報告するよう求めるがどうでしょうかという質問でございます。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の質問にお答えをいたします。 昨年の 1 2 月議会で田島議員が同じような質問をされたと思いますが、答弁も同じようなことになりましたが、ご了承願いたいと思います。

	今年度も14か所で全地区の懇談会を開催し、住民から様々な意見や要望を頂いております。また通年で各地区からの陳情や要望も受けている状況にあります。またさらに町のホームページからでも意見や要望などを頂けるようになっております。 特に目安箱を設置しなくても、町内外からの意見や要望などについては受け入れる環境にあると考えております。 そして、地区懇談会などで要望やご意見があったものに対しては、即答できるものと時間を要するものがありますが、その都度回答をさせていただいておりますので、対策や回答の張り出しを掲示板や看板に設置をする考えはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 先ほどの課長の答弁と違って、12月のなんですか、議会で
議長	(福島 登 議長) 田島さん。再問とか再々問を
7番議員	(田島 毅三夫 議員) まあまあ黙って聞いてくれ…しようとしよんのやきに
議長	(福島 登 議長) 私も整理があるんでね。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) え？
議長	(福島 登 議長) まずは再問しますと
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だからまあ、再問、はい。再問します。
議長	(福島 登 議長) はい、再問。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今言うようにほら、やっぱりそういう対応、今の副町長のあれは嬉しいです。 前にはこういうことがありましたという、こういう質問。課長は見てみい、分からんや何て、ほんまにだあ。まあほんでね、私が言うのは何べんも言いますが、ただネットやなんかで聞いたら聞きっ放しになるんです。 ほんでそれを聞いた見たもんは分かるけども、町の人らは分からんわけよ。 私が言うのは全部公開していくと。いろいろな苦情、異見らを集めてそれを掲示板やら町口ビーとかへ張り出して、それに対して行政がどう対応するかということを表に出していくんです。それで、それを対応してこうします、ああしますというような住民

	さんとの交流をしていかなかと。そうしなかったらね、言うた言わん、あるいはまた聞いてもそれをそのままにしてみたらどうにもならんのですから。今までそれはずっとやってきて。だから今回うちの質問はそういうことで、もういっぺんーから何してからそういう看板を立てて、それを公開していくというようなシステムにしませんかという町長にお聞きしてるんです。 もういっぺん聞いてください。
議長	(福島 登 議長) 再問というか同じ質問になりますが。伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の再問にお答えいたします。 今年地区懇談会をやったんですけれども、去年の地区懇談会で出た要望や意見を、そのときに回答はしておりますので、陳情とかもありましたら、その都度、そこで回答できるものはしております。 また、時間がかかる、要したものに付きましても、文書なり、連絡をして回答しておりますので、その辺りはご了承願いたいと思います。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。 (自席より、再々問との発言あり) 再々問です。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう再答もらいました。

あのね結局ねえ、今までもそのほら、一部の人からそういう異見が出たり、でまたそれを対応してきたとこういう言い方なんですけども、私が言うのは、いろいろ公的な会をとったとしても、なかなか出られない人がいっぱいおるんです。

出たくても出られない、あるいは出るのがものすごい嫌な人らもおるわけです。

そういう全部の住民さんの声を、もう自然と無記名で、異見として出せるような状態にしませんかと。

それは無記名の人の異見としてそれを行政にこういう声があったという、悪口もあるよ、文句もあるかもしれませんよ、それでもかまん。それ全部受けて、ええ事も悪い事も全部受けて、そういう対応をしていく。で、問題があれば問題点書いたらええわけやきに。こういう異見が出ました。これはこうで事実ではありませんと書いたらええわけやきに。

そういうように張り出していって、住民さんとの異見のほの、何言うんで英語でコミュニケーションや何やそういうものをとっていく、そういう行政にしませんかと。

そうしたらこの今のどんどん衰退していきよる町の町政もどんどん変えていくような異見が出るやわからんきに。ね。そういうことで、

議長

(福島 登 議長)

再々問。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや先にね、ほんまは町長に質問せんといかん、あんたに質問しよんのやないんやけんど。あんたの顔見もって…
議長	(福島 登 議長) あんたではない。議長です。 (自席より、はいはいはい、お願いします。との発言あり) 議長です。 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の再々問にお答えいたします。 議員は住民全体の代表者として、議員活動を通じて、住民の個別の意思を総合して、町としての町としての意思を形成する任務を有しています。 (自席より、はいはいはい、そのとおりです。との発言あり) これが議員としての地位の本質であると認識しておりますので、目安箱の役割は議員活動の一つではないかと考えておりますので、議員の活動の一つとして考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。 (自席より、イエスかノーかの答弁もらいたい。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) もうね、自席からね質問したりするのはね、やめてください。 7 番、田島毅三夫君。9 番の質問に移ってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 9 番目の質問に入ります。 伝統と改革についてということで1 点お聞きしたいと思います。 以前、ひよこちの踊りの中で、刀と棒の打ち合うときに、声を出したら雰囲気もよくなるし、引き立ち、踊っている人にも活気が出ると思うがどうかという提案をしました。そのとき、責任者の方からは、伝統を守っているから、そういうことはできないと、こういう反対があってできませんでした。 しかしよく考えたら、踊っている方は女性の方もいるんですよね。私は子供の自分はひよこちは男しか出せないということです。と男の人やったんですが、そういうやはり伝統でも変えていけるわけですよ。そういうことを考えたらね、町外観客ももっともっとほのそういう声を出したり、活気づくような、そういう踊りにしていったら思い入れが深まってくると思います。 もう一度町のほうからその団体の方と話をして、できればそういうふうにしていっていただきたいがいかがでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 田島議員のご質問にお答えをいたします。 ひよこち踊りはその関係者が主体的に運営をしておりますので、関係者が主体的に運営しておりますので、話し合うことは考えておりません。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あの踊りは町のなんか文化財になってるんじゃないんですか。 指定されてるんじゃないんですか。 それでまた町からもいくらかの定期的な負担が出よるんじゃない ありませんか。そうであれば町としてもそういう形の中で、恩着 せるんではありませんよ、話合いできるんじゃないですか。 もう一度答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。 (自席より、はい。との発言あり) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 田島議員にお答えをいたします。 ひよこち踊り保存協議会のほうには大太刀・小太刀の購入費と かそういう部分では支援をしておりますが、今議員がおっしゃら れるように、ひよこち踊りの内容、中身については町がとやかく 言うようなことはできませんので、そのことをご理解いただきた いと思います。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	7 番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） （自席より、…いろいろあるなあ。との発言あり。） 一つの団体の中でのそういうひよこち、再々問です。中でのひよこち踊りなんですよ。 そういうその大きいグループの中にそういう支援をしていくならば、そこに相談してそこから内部の中の協議をしてもうたええわけですきんね。そういうことであればそれは頭からもうそれだから言えないということじゃなくて、ほんで協議をしていただきたいということでなんちゃあ問題ないわけ。そこでいかなんだらもうしゃあないわ。そういうことです。もういっぺん教育長お願いします。
議長	（福島 登 議長） 蛭子教育長。
教育長	（蛭子 治久 教育長） 田島議員にお答えをいたします。 繰り返しになりますが、踊りの内容に関しましては、町が意見を言える立場にございません。そう考えております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。 （自席より、時間ない？との発言あり）

7 番議員	12分あります。 10番の質問に移ってください。10番の質問です。 (田島 毅三夫 議員) ごめんなさい、間違えた。(自席へ戻る)
議長	(福島 登 議長) ちょっと時間延びてますが最後までやります。 (自席より、オーバーしとる?との発言あり) いや違います。12分ございます。 1時間超えてますけど、もうこのままやらさせていただきます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 10番目の質問に入ります。
議長	(福島 登 議長) (議員挙手) 進行ですか。 (自席より、トイレ行きたいんで、すいません。との発言あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 休憩とって。
議長	(福島 登 議長) 8番西岡尚宏さん、休憩動議でええですね。 1回休憩とるという動議でええですね。

	(自席より、休憩とってくれたら…との発言あり) はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんだら 10 分くらいでも。
議長	(福島 登 議長) 休憩します。再開は 20 分です。(休憩時間：15 時 14 分) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (再開時間：15 時 21 分) 田島議員、10 番目の質問から始めてください。 7 番、田島毅三夫君、質問を始めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 10 番目に入ります。 特殊技術者の育成・養成についてということで1 点をお聞きしたいと思います。 あと何年かすると、今後の災害や新築・改造・修理に必要な職人である、大工さんや左官の技術者が町からいなくなる、そういう恐れもあります。1 人でも残すためにも、町支援で養成し、仕事がないときには町の仕事をしてもらうようにでもして支援をしてですね、確保するべきではないでしょうか、町長にお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長)

	生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員のご質問にお答えします。 過去の答弁にもありましたように、日本全国で技術者の後継者不足と言われている中、本町が独自で育成に取り組を進めていくよりも、国・県等の支援、職業訓練学校などの制度を活用していただくほうがよいのではないかと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは再問します。 それでは課長、その主導を課長にお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 主導とは？ (自席より、進めていったらええというきにそれを町の方でやってくれと今言いよるわけやきに。との声あり) (自席より、再問やろ？との発言あり) (自席より、再問です。再問言うたか、言わんかったか。との発言あり) (自席より、再問しません言うた。との発言あり)

	再問します言いました。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 先ほど補佐のほうから答弁がございましたように、国や県、あるいは職業訓練学校など、本町の課題、そういったものを訴えながら、そういうふうな制度を活用していくように考えていきたいと思ひます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今課長からそういう答弁がありましたが、そのねえ、検討とか考えていくという話は信用できないんです。 今の時点で、今後こういうことで進めていきたい。いく場合、ひとつ答弁ございせんか。
議長	(福島 登 議長) 再々問ですか。 (自席より、はい、再々問です。との発言あり。) 大坪産業建設課長。 (自席より、具体的に…との発言あり。)
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	田島議員の再問にお答えします。 もう先ほどと同様の答弁になると思いますけども、本町が抱えております、技術者、これ以外にも一次産業の方も含めての話だと思いますけども、そういったところで幅広く支援ができるようなことを働きかけていきたいと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君、11 番目の質問に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、11 番目の質問させていただきます。 基幹産業への生計支援ということで1点お聞きしたいと思います。 何べんもここで立たしてもらって、質問もしてきました、意見も言ってきましたが、現状のままでは、町の全ての基幹産業がこのままでは破綻していく、そう考えております。人口減少とかいろんな問題でね。 各産業別の対応・対策ではなく、今まで個々にやってたんです。漁業・農業それぞれはね、分立してね、そうではなく、町全体の問題課題として、震災対策なども含めた、各産業別住民代表による町活性化対策協議会の設置を求めたい。全住民が集まって、皆が力を出し合うてやっていくという。議会や町だけでなくね、そういう質問でございます。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の質問にお答えをいたしたいと思います。 こちらのほうも、何度も何度も答弁のほうさせていただいておりますけれども、町の産業振興について話し合おうという趣旨はわかりますけれども、具体的なテーマがない。テーマがなくてはですね、なかなか人っていうのは集まらないと思いますし、いろんな分野でご活躍されている方々を集めたとしても、その先の意見集約っていうのは難しいというふうに思っております。 地域を活性したいという気持ちはですね、私も当然にありますし、議員からも伝わってはきますけれども、具体的な提案がないという中でこの提案を受け入れるかと言われれば、今のところ受け入れる考えというのはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。 そういう各範囲での質問じゃないんです。町全体の振興再生についてのそういう質問なんです。 だからそれぞれ今までやってるとか任せちゃあるとか、それぞれに言うてもらいたいとかいうそういうばらばらでなくて、一つの協議会をつくってそこでまとまって、行政と住民さんがまとまっていろいろ改革案を決めていくとそういう協議会にしませんかという質問なんです。

	だからもう、確かにに意見集約は難しいと思います。今の状態だったら。だからこそ皆が集まってもらってそこでみなが意見を出し合って集約していこうと。こういう意味での協議会なんですよ。 だから私はねえ、これは町として、今の現状を踏まえて今後将来少子高齢化していくこういう中でどうするか、基幹産業の寂れていきよるのを見てから町として考えたときに、こういう意見はそう簡単にむげにやりませんじゃ通らんわけよ。もう一度町長、答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 今回ですね、一般質問ということですがけれども、この内容というのはご提案だというふうに私受入れております。 先ほどですね再問の中の発言でもありましたけれども、だからといってですね、今回の提案を受け入れるかと言われましても、抜本的な地域活性化に繋がると言えるほどのご提案ではないと感じておりますので、もっと具体的に、誰もがですね中身を聞いて、なるほどなというような根拠ですとか資料をもって、再度ご提案いただきたいと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁ですよね。 再々問かな。
議長	(福島 登 議長) やるんだったら再々問。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問。 提案となるか、質問というか、それはそちらの受け止めしてもらわんとしゃあない。私は何ちゃこういうことをね、質問であるうが要するにこうやっていきましょうということなんですからね。 それともう一つは住民さん代表で今までこういうことをやったことはないんです。皆集まって。もうそれぞれそれぞれの農業・漁業・林業、それぞれそれぞれが対応したことあるかも分かりませんが、私は今後の対応はもう町挙げてやっていかなんだら、これはもう手遅れになってしまう。そういうことで今一生懸命なって言うんですよ。 そういうことを放にするというのは町長自体の無責任さというか、私それを指摘してからもし答弁があれば、なかったらいいです。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 (自席より、真剣な態度で。との発言あり) 会議をですね、設置をすることによりまして、町の活性化につながるという具体的な検討課題がありましたら考えます。以上でございます。 (自席より、住民さん…いかにき、議員さんないかね他に。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 自席での発言は控えてください。 7番、田島毅三夫君、最後の12番目の質問に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 分かりました。 12番目の最後の質問に入ります。 町の歴史や研究者への支援ということで1点お聞きしたいと思います。 現在、野根地区で歴史研究者がおられまして、町の歴史の研究をされておりますが、資料収集や作成にも時間と資金が必要なことは知っております。寂れる町、本町において過去から現在に至る歴史記録の収集やまとめは、町のためにも将来のためにも、絶対に必要な、私は貴重なその活動だと思っております。そうした活動への町支援を求めたいがいかがでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 田島議員の質問にお答えをいたします。 田島議員が言われる活動も含めてでございますが、現在、多くの方、また団体が主体的に様々な活動を行っていただいております。このような活動が、町のためになっていることも大変感謝をいたしておるところでございます。 このように多くの方が様々な活動をされている中、町が選定したり、一つに絞って支援することは難しいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それぞれいろいろなグループがあって、団体があらわれているような活動してるのよう知っております。 その方たちがそれぞれで支援をされているわけやきんね。
議長	(福島 登 議長) 再問するんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	そうです。ごめんなさい再問です。 それはもちろん私も認めますよ。やめとは言わん。けどもそのような形で、こういうほのね、町文化、そういうものを集めてね、一つの歴史として残していこうとする人に対して何らかの形で、その団体と同じような形でも構いません。何かの支援をしてもらえんかというのが質問なんです。 他のと別々にせずに、同じようにしていただいて結構ですので、よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 蛭子教育長。
教育長	(蛭子 治久 教育長) 田島議員にお答えをいたします。 現在このような活動に対しての支援する制度はありませんので、選定するのが難しいし、そのため支援は現在のところは考えておりません。以上でございます。 (自席より、時間まだようけありますか。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 6分です。 7番、田島毅三夫君。再々問になりますね。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、再々問です。最後まで使わせてもらいます。 現在ほら、重要文化財じゃない町文化財のような形でね、刀と

議長	か何とかの保存をしたりしてくれてる人もおられます。そういう人に対するそういう支援もあるんじゃないですか。 そういう形でやはりこのね、こういう大事なことはやはりそういう理由というか、選定はどうでもできると思うんですよ。やろうと思ったら。 そういうことで同じようにこういう特殊なことをやってくださってる方に対して何らかの形の支援をというもんですが、そうなんです、という質問なんです。 教育長、もう一度答弁をお願いします。 もうなかったらいいです。 （自席より、もう同じことです。との発言あり） もう同じことですか。 （福島 登 議長） では終わるんですね。 （自席より、ない言いよる…。まだ…言わんずくに…との発言あり） （質問終了時間：１５時３５分） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。 これにて本日の会議を閉じます。 これで令和６年第４回東洋町議会定例会を閉会いたします。 皆さん、どうもお疲れ様でした。 これにて議会放送を終了いたします。 （閉会時間：１５時３５分）
----	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 19 日

議 長 福島 登

署名議員 

署名議員である西岡尚宏議員が令和 6 年 1 2 月 2 7 日に
退職したため署名なし